

清瀬市特別支援教育推進計画
(第二次実施計画)

平成25年3月
清瀬市教育委員会

はじめに

平成24年3月、本市より、特別支援教育検討委員会への参画の要請をいただき、平成19年度から平成24年度までを期間とする「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」を拝読させて頂きました。それによると、

本計画では、市立小中学校で、子供たちの能力や可能性を最大限に伸ばさせ、自立と社会参加のための基盤となる「生きる力」を培うために、特別支援教育コーディネーター配置と役割の明確化、校内委員会におけるリーダーシップの発揮など校内基盤の整理と充実に腐心し、学校と教育委員会が一体となってその機能の充実と発展に邁進される姿を読み取らせて戴きました。

また、特別支援教育の大きな課題である「個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成」を定着させ、一人一人の教育的ニーズに的確に呼応した指導、支援が行われるよう全市を上げて研究と研修に邁進されてこられました。

さらに、清瀬市は、全ての小学校に障害の有無にかかわらず学習や友達関係における悩み相談に応ずるなど、清瀬市の理念である「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」を実現するための、他の地域では見られない特別支援教室というシステムを構築し、実践されていることを知りました。この施策は、現在の東京都の第三次実施計画の先行的試行であると捉えても過言ではないかと考えます。

このたび、清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）の計画期間の終了時期を迎えるにあたり、『さらなる特別支援教育の発展と充実に向け、発達障害を含む特別な指導と支援を必要とするすべての子供たちの教育的ニーズに応えるため、そして市立小中学校における特別支援教育を系統的、組織的、継続的に実施するために「清瀬市特別支援教育推進計画 - 第二次実施計画 -」を策定すること』を検討委員会に求められました。

そこで、検討委員会では、「特別支援教育に対する教員の資質向上を図るためのライフステージに応じた系統的な研修体系の構築」、「特別支援教育コーディネーターの専門性向上のための在り方」、「就学支援シート、個別の教育支援計画と個別指導計画の円滑な接続を図り個々の教育的ニーズに応じた指導を一層充実させるための在り方」、「現在設置されている特別支援教室を中学校にも開設し、合わせて巡回指導を充実させるための在り方」、「市民の利便性に配慮した、窓口の一本化など本市の未来を見つめた『次世代型』の総合相談支援センターの開設をめざすこと」、「専門性と機動力のある専門家チームを組織し、学校への支援体制を強化する具体策」等を検討し、提言いたしました。中でも特筆されることは、『次世代型』の総合相談支援センター構想です。これは学校・教育委員会のみで達成できるものではなく、市民・関係諸機関と濃密な関係を構築し、地域と学校、利用者・住民サービスの視点を明確にしたオール清瀬という意識とコンセプトがきわめて重要です。

清瀬市教育委員会と学校が、市立小中学校の全ての児童・生徒の様々な能力を伸ばさせ、将来の自立と社会参加を支援し、それぞれの可能性に向かって、「清瀬市教育総合計画マスタープラン：生き活きと学び合う清瀬」、「学校が自信をもち信頼される清瀬」の実現に邁進されますことを、心から期待いたします。

平成25年 3月

清瀬市特別支援教育検討委員会委員長 宮本 紀夫

目 次

第一部 清瀬市特別支援教育推進計画について

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的 1
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 第一次実施計画の成果と課題

- 1 学校における取組 2
 - (1) 学校における総合的な教育体制
 - ①校内委員会の充実
 - ②特別支援教育コーディネーターの役割と養成
 - ③教職員の専門性及び資質の向上
 - (2) 教育内容・方法の充実
 - ①個別の教育支援計画の策定と充実・発展に向けて
 - ②個別指導計画（通常の学級）
 - ③通級指導学級における個別指導計画の活用について
- 2 教育委員会、関係機関の取組 4
 - (1) 特別支援教育体制の整備
 - (2) 関係機関との連携、支援
 - ①特別支援学校との連携
 - ②関係機関との連携
 - (3) 副籍
 - (4) 相談及び支援体制の整備
 - ①教育相談の在り方
 - ②就学相談の在り方
 - (5) 児童・生徒及び保護者等への理解・啓発
 - ①児童・生徒への理解啓発
 - ②保護者等への理解啓発

第二部 第二次実施計画の具体的な展開

第1章 清瀬市の方針と実態

1 清瀬市における特別支援教育の理念及び方針 6

(1) 理念及び方針

①清瀬市における特別支援教育の理念

②清瀬市における特別支援教育の方針

(2) 現状と課題

①清瀬市の特別支援教育の概要

②課題

第2章 学校における取組の充実に向けて

1 学校における総合的な教育体制 8

(1) 教職員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーターの役割の明確化

①ねらい

②具体的な教職員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーターの具体的な役割

(2) 校内委員会の充実

①ねらい

②校内委員会の具体的な在り方

2 教育内容・方法の充実 13

(1) 個別の教育支援計画及び個別指導計画のさらなる活用

①ねらい

②個別の教育支援計画及び個別指導計画の具体的な活用の在り方

第3章 教育委員会の取組の充実に向けて

1 特別支援教育体制の整備 16

(1) 特別支援教室の整備・充実と通級指導学級の今後の在り方について

①ねらい

②特別支援教室と通級指導学級の具体的な在り方

(2) 固定学級の今後の役割について

①ねらい

②今後の固定学級の具体的な在り方

2 相談及び支援体制の整備・充実に向けて	21
(1) 教育相談センター総合相談支援センター（仮称）化に向けて	
①ねらい	
②総合相談支援センター化構想	
(2) 就学相談体制の在り方について	
①ねらい	
②就学相談体制の具体的な在り方	
3 施設等の整備	27
①ねらい	
②施設等の整備の具体的な在り方	
4 評価	29
①ねらい	
②本計画の検証と評価の在り方	

第4章 関係機関の取組の充実に向けて

1 副籍制度の充実	30
①ねらい	
②副籍制度充実の具体的な在り方	
2 専門家チームによる学校支援について	33
(1) 巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の在り方について	
①ねらい	
②巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の具体的な在り方	
3 理解啓発の推進	35
(1) 保護者・市民等に対する広報活動等の在り方について	
①ねらい	
②保護者・市民等に対する具体的な広報活動等の在り方	

用語解説	36
------	----

資料	40
----	----

- 1 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会設置要領
- 2 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿
- 3 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会開催状況

第一部

清瀬市特別支援教育推進計画について

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 第一次実施計画の成果と課題

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

この計画は、通常の学級に在籍する発達障害の子供も含めて、支援を必要とするすべての子供たちに対して市内全公立小・中学校で特別支援教育（※1）を実施すること、その教育活動にすべての教員、保護者、児童・生徒が系統的、組織的、継続的に関わることを実現するための、3年間を見通す行政計画です。

本計画では、児童・生徒一人一人のニーズに応じた学校の取組と教育委員会、関係機関の取組など、これからの本市における特別支援教育推進体制の充実について総合的な視点から計画するものであり、児童・生徒等の将来の自立・社会参加（※2）に向けて、清瀬市としてその推進にあたるものです。

2 計画の位置付け

- （1） この計画は、「第3次清瀬市長期総合計画後期基本計画」（※3）及び「清瀬市実施計画（平成25年度～平成27年度）」（※4）の学校教育の充実を担う計画として位置付けます。
- （2） この計画は、「清瀬市教育総合計画マスタープラン 生き活きと学び合う清瀬」（※5）の目標達成のための5つの柱における「学校が自信をもち信頼される清瀬」を実現するための施策として位置付けます。
- （3） この計画は、平成19年2月に清瀬市教育委員会教育長へ報告された「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」（※6）により、これまで推進されてきた清瀬市における特別支援教育について見直し、策定したものです。また、この計画の基本的な理念や方針は、「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」を引き継ぎます。
- （4） この計画は、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成22年11月 東京都教育委員会）」（※7）に基づいて清瀬市における特別支援教育の推進に関する方向性を定めるものです。

3 計画の期間

- （1） 計画の期間は、平成19年度から平成27年度の長期計画のうち、平成25年度から平成27年度までの「第二次実施計画」とします。

計画区分	計画期間	計画の策定時期
第一次実施計画	平成19年度～平成24年度	平成19年2月
第二次実施計画	平成25年度～平成27年度	平成25年2月

第2章 第一次実施計画の成果と課題

1 学校における取組

(1) 学校における総合的な教育体制

① 校内委員会の充実

- すべての小・中学校で校内委員会（※8）を校務分掌に位置付け、新規の委員会として設置しました。
- 校内委員会の役割を明確にし、学校規模、児童・生徒の状況、地域の特性等を考慮して、その充実を図るとともに、全職員による協力体制を確立する必要があります。

② 特別支援教育コーディネーター（※9）の役割と養成

- すべての小・中学校で特別支援教育コーディネーターを校長が指名し、配置しました。
- 特別支援教育コーディネーターの役割を明確に学校へ示しました。
- 特別支援教育担当者会を立ち上げ、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会として年間実施してきました。（現 特別支援教育コーディネーター連絡・研修会）
- 国や東京都で行われている特別支援教育コーディネーターの養成研修等への積極的な参加を進め、資質・能力の向上を図る必要があります。
- 清瀬市における特別支援教育コーディネーター研修の内容を改善し、特別支援教育コーディネーターの能力に応じた段階的内容として実施する必要があります。
- 各校において、特別支援教育コーディネーターの複数指名を可能とする取組を推進する必要があります。

③ 教職員の専門性及び資質の向上

- 特別支援学級設置校長連絡・研修会、特別支援学級設置校副校長連絡・研修会を立ち上げ、特別支援学級（※10）における教育活動の充実に資する検討を進めました。（年間3回）
- 夏季専門研修において、特別支援教育に関わる講座を毎年実施しました。
- 都立清瀬特別支援学校（※11）主催の合同研修会へ教員を参加させました。
- 特別支援学級授業改善研修会を学校主催で開催し、市内特別支援学級相互の指導方法等の情報交換を行いました。（年間7回）
- 市若手教員育成研修会等で特別支援教育をテーマとした講座を実施し、特別支援教育に対する教員の理解を深めました。（初任者・2年次・3年次研修で各1回）
- 市主催研修会等へ都立清瀬特別支援学校教員が参加し、連携及び指導を進めました。
- 特別支援教育巡回指導員（※12）を配置し、教職員への指導を進めました。（平成24年度は3名）
- 特別支援学級設置校長連絡・研修会、特別支援学級設置校副校長連絡・研修会での特別支援学級の教育活動の充実に向けた検討をさらに活性化させることが必要です。

- 教育相談センター及び特別支援教育巡回指導員、教育アドバイザー、就学相談員を組織的に機能させ、教職員への指導を進めること、関係機関との連携を進め、市主催研修会の内容や実施方法を充実させて実施すること等で、教職員の専門性及び資質向上を図ることが必要です。また、学童クラブ職員の参加も視野に入れることが必要です。

(2) 教育内容・方法の充実

① 個別の教育支援計画の策定と充実・発展に向けて

- 本市独自の就学支援シート (*13) を作成し、幼稚園・保育園・小学校間での引き継ぎ資料としての活用を図ってきました。
- 幼稚園・保育園・小学校合同の教員研修会を開催し、連携の強化を図ってきました。
- 特別支援教育巡回指導員、就学相談員が幼稚園・保育園・小学校・中学校で作成する個別の教育支援計画への指導・助言を進め、全ての幼稚園・保育園・小学校・中学校で、その在籍する支援が必要な幼児・児童・生徒の個別の教育支援計画 (*14) が作成されるようにすることが必要です。
- 就学時・進学時の「個別の教育支援計画」を活用した指導・支援の引き継ぎを具体的に進めることが必要です。
- 就学支援シートの活用を促進し、幼稚園・保育園から小学校への円滑な引き継ぎの充実を図ることが必要です。
- 幼稚園・保育園・小学校合同カリキュラム検討委員会を設置し、カリキュラムの接続を図っていくことが必要です。

② 個別指導計画（通常の学級）

- 通常の学級における支援が必要な児童・生徒の個別指導計画 (*15) の作成が進められてきました。
- 特別支援教育巡回指導員、就学相談員が学校で作成する個別指導計画への指導・助言を進め、全ての学校で、在籍する支援が必要な児童・生徒の個別指導計画が作成されるようにすることが必要です。

③ 通級指導学級における個別指導計画の活用について

- 適切な目標や指導、支援の手立てを進めるために個別指導計画の作成が進められてきました。
- 個別指導計画により保護者・在籍校・設置校が共通理解を図り、担任間での指導、支援の一貫性を確保した中で児童・生徒のニーズに沿った適切な教育活動を進めることが必要です。
- 特別支援教育巡回指導員、就学相談員等が学校で作成する個別指導計画への指導・助言を進め、その在籍する支援が必要な児童・生徒の個別指導計画が作成されるようにすることが必要です。

2 教育委員会・関係機関の取組

(1) 特別支援教育体制の整備

- 市内全小学校に特別支援教室（※16）を設置し、各学校の実情に応じた活用が図られてきました。
- 全ての特別支援教室に非常勤教員を配置し、指導が進められるようにしました。
- 特別支援教室での指導を恒常的に担当する都費の教職員を配置していくことが必要です。
- 中学校への特別支援教室の設置及び教職員の配置を進めることが必要です。
- 東京都特別支援教室構想をにらんだ清瀬市における特別支援教室の在り方をさらに検討し、小・中学校の特別支援教室の円滑な運営と効果的な指導を実現させることが必要です。

(2) 関係機関との連携、支援

① 特別支援学校との連携

- これまで、都立清瀬特別支援学校からセンター的機能としての支援を受け、特別支援教育巡回指導員や就学相談員等とのチーム支援を行ってきました。
- 今後、広範囲にわたる実践を整理し、さらに組織的なチーム支援の在り方を検討することが必要です。

② 関係機関との連携

- 子ども家庭支援センター、子どもの発達支援・交流センターとの連携が推進されてきました。
- 市内の大学との学級経営支援事業（※17）を通じた連携を進めることが必要です。
- 教育委員会と市長部局との役割分担を明確にするとともに、さらに連携を進めることが必要です。
- 関係機関との連携を深めるとともに、その範囲の拡大を図ることが必要です。
- 各機関との、より一体化、一元化された支援の在り方を研究することが必要です。

(3) 副籍

- 地域指定校の決定システムを構築しました。
- 各校の実情に応じた副籍（※18）の取組が進められてきました。
- 直接的交流（※19）の可能性を検討し、その関係維持を図ることが必要です。
- 交流の実践方法に関する研修会を実施し、教員の理解と実践力向上を図ることが必要です。

(4) 相談及び支援体制の整備

① 教育相談の在り方

- 教育相談室が中心となり、児童・生徒の実態に応じた教育相談業務を推進してきました。
- 教育相談室及び小学校スクールカウンセラーの在り方の変更を基に、市長部局と一体となった、一貫した支援が行える総合支援センター構想の実現に向けた取組を進める必要があります。

② 就学相談の在り方

- 幼児・児童・生徒の実態によるきめ細かな就学相談が進められてきました。
- これまでに行われてきた本市の就学相談システムを維持・継承するとともに、方法等の見直しを図り、その充実を図ることが必要です。
- 就学相談・転学相談・通級判定における個別の支援が必要なケースの継続的な経過観察とフォロー相談体制を整備することが必要です。

(5) 児童・生徒及び保護者等への理解啓発

① 児童・生徒への理解啓発

- 交流及び共同学習 (*20) が各校の実情に応じて進められ、温かい人間関係づくりへとつながられてきました。
- 交流及び共同学習を各校の実情に応じて一層推進するとともに、特別支援学級を中心に学習指導要領に則り理解促進を図ることが大切であり、そのための具体的な指導計画を作成することが必要です。

② 保護者等への理解啓発

- 清瀬市ホームページや学校を通した広報活動を進め、特別支援教育の理解を促してきました。
- 個別の教育支援計画や個別指導計画を学校が保護者とともに作成し、双方が情報交換をしながらともに連携して児童・生徒の支援に対応することが必要です。
- 保護者等対象の研修会やリーフレット等による広報活動を充実させ、さらに特別支援教育についての理解啓発を進めていくことが必要です。

第二部

第二次実施計画の具体的な展開

第1章 清瀬市の方針と実態

第2章 学校における取組の充実に向けて

第3章 教育委員会の取組の充実に向けて

第4章 関係機関の取組の充実に向けて

本章では、それぞれの計画を説明するために「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」（平成19年2月 清瀬市教育委員会）から文章を引用しています。そのため、使用している用語・表現・表記等について平成19年度当時のままの表記を用いています。現在使用している用語・表現・表記等と異なる部分があることをご了承ください。

また、組織名等は平成24年度のものを使用しているため、平成25年度以降と名称が異なることがあることをご了承ください。

第1章 清瀬市の方針と実態

1 清瀬市における特別支援教育の理念及び方針

この計画は、平成19年2月に清瀬市教育長へ報告された「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」によりこれまで推進されてきた清瀬市における特別支援教育について見直し、策定したものです。また、この計画の基本的な理念や方針は、「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」を引き継ぎます。

（1）理念及び方針

特別支援教育とは、障害のある児童・生徒に自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の課題を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。清瀬市では、これまで障害のある児童・生徒一人一人が、生涯に渡って、地域とのつながりの中で、自立した生活を送るために必要な「生きる力」を培うことを目指して、教育環境を整備するとともに、その能力及び可能性等を伸ばさせる特別支援教育を実践してきました。これまでの心身障害教育、特別支援教育を基盤として、小・中学校における通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒を含め、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対する特別支援教育をますます推進する必要があります。そこで、以下のことを特別支援教育を推進するための理念及び方針とします。

① 清瀬市における特別支援教育の理念

発達障害等、特別な指導と支援を必要とするすべての子供たちが、自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加のための基盤となる「生きる力」を培うためには、特別支援教育を取り巻く諸情勢を踏まえて、一人一人の教育的ニーズを把握し、必要な教育的指導、支援を系統的、組織的、継続的に行い、特別支援教育の改善・充実を図っていく必要があります。

清瀬市における特別支援教育は、学習障害（※21）、注意欠陥多動性障害（※22）、高機能自閉症（※23）等を含む発達障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応え、個々の能力や可能性を伸ばすため、多様で柔軟な特別支援教育を展開します。

② 清瀬市における特別支援教育の方針

ア) 障害の重度・重複化・多様化に対応し、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等を含む障害のある児童・生徒の個に応じた指導を充実し、特別支援教育を推進します。

イ) 児童・生徒の特別な教育的ニーズに対応するため、学校・家庭及び関係諸機関が連携・協同し、地域の実情に応じた一貫した特別支援教育体制を整備します。

ウ) 児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導を充実するため、学校の専門的指導と教員等の

資質・専門性の向上を図ります。

エ) 児童・生徒等の多様な教育的ニーズに対応するために、教育環境の整備を推進します。

(2) 現状と課題

① 清瀬市の特別支援教育の概要（特別支援学級設置状況（学級数、児童・生徒数 等））

表 1 設置状況

(平成24年6月1日現在) ※くぬぎ学級は情緒障害

学校名	学級名	設置方法	知的障害学級		自閉症・情緒障害学級		合計
清瀬小学校	ひばり学級	固定	3学級	22名	1学級	1名	23名
清瀬第七小学校	けやき・ひのき学級	固定	3学級	22名	1学級	3名	25名
清瀬第八小学校	くぬぎ学級	通級			2学級	11名	11名
清瀬中学校	1組	固定	2学級	12名	2学級	9名	21名

(平成23年10月1日現在)

学校名	学級名	設置方法	知的障害学級		自閉症・情緒障害学級		合計
清瀬小学校	ひばり学級	固定	3学級	19名	1学級	3名	22名
清瀬第七小学校	けやき学級	固定	2学級	12名	1学級	4名	16名
清瀬第八小学校	くぬぎ学級	通級			2学級	18名	18名
清瀬中学校	1組	固定	2学級	13名	2学級	11名	24名

(平成22年10月1日現在)

学校名	学級名	設置方法	知的障害学級		自閉症・情緒障害学級		合計
清瀬小学校	ひばり学級	固定	2学級	15名	1学級	7名	22名
清瀬第七小学校	けやき学級	固定	2学級	12名	1学級	4名	16名
清瀬第八小学校	くぬぎ学級	通級			2学級	17名	17名
清瀬中学校	1組	固定	2学級	15名	2学級	12名	27名

② 課題

ア) 本市では、固定の知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級が同一校内で併設されています。この状況から、教育課程や施設設備の工夫等により障害種別に応じた教育活動が益々推進されることが必要です。

イ) 清瀬第八小学校における通級指導学級(*24)においては、入・退級判定の基準の明確化を図るとともに在籍校への支援の強化を図ることが必要です。

ウ) 東京都の特別支援教室構想の実現に向けた取組の推進が必要です。

第2章 学校における取組の充実に向けて

1 学校における総合的な教育体制

(1) 教職員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーターの役割の明確化

① ねらい

【教職員の専門性及び資質の向上】

「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」（平成19年2月 清瀬市教育委員会）（以下、「報告書」と記す）では、「教員の職層やライフステージに応じた研修の機会を通して、特別支援教育に関する制度やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の理解と指導に関わる研修の充実を図ることが必要である。積極的な専門的研修の受講、特別支援学校教諭免許状の取得等、より一層の資質の向上を図ることが期待される。特別支援教育コーディネーター連絡会を通して校内体制の整備や校内委員会の充実に向けての研修実施や人材育成を目指す。」と計画されました。これまで、夏季専門研修会で特別支援教育に関わる講座を毎年実施してきました。また、都立清瀬特別支援学校による合同研修会へ市内教員が参加してきました。さらに、平成23年度より特別支援学級授業改善研修会等市教育委員会主催の研修会へ都立清瀬特別支援学校教員が参加し、連携を深めてきました。平成21年度より、特別支援教育巡回指導員の配置による教員への指導・助言を進めてきました。

今後、都立清瀬特別支援学校等との連携による研修の充実等、教職員の専門性の更なる向上に向けた取組を進める必要があります。

【特別支援教育コーディネーターの役割とさらなる資質向上】

報告書では、「校長の指名により特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置付けるとともに、その資質向上が必要であり、そのための取組を市教委主催研修会等を通して推進すること」が計画されました。すでに、特別支援教育コーディネーターの全校配置は終了しています。

また、平成19年度より特別支援教育コーディネーター対象の連絡・研修会を年間実施してきました。今後、さらに特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るための取組を推進する必要があります。あわせて、複数指名も視野に入れて特別支援教育コーディネーターの育成とともに体制の強化を図ることが必要です。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画		
	19～24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
教職員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーターの役割の明確化	特別支援学級設置 校長連絡・研修会（副校長連絡・研修会）の立ち上げ	市内における位置付け・組織構成の確認と特別支援教育の推進		
	特別支援教育コーディネーターの全校配置、研修会の実施	校務分掌への位置付け・職の明確化 連絡研修会等 教職員向け研修会	全校複数指名	
	研修会の実施 合同研修会への参加 特別支援学校と連携 巡回指導員の派遣	ライフステージに応じた 研修会実施 市主催研修会実施 専門家との連携 各校研修会へ参画		

② 具体的な教職員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーターの具体的な役割
ア) 管理職の専門性及び資質の向上を図ります。

- i 特別支援学級設置校長連絡・研修会（副校長連絡・研修会）を特別支援教育推進に係る中心的組織として位置付けるとともに校長会（副校長会）への伝達機能をもたせ、校長会（副校長会）での研修等の一部を主催します。
- ii 特別支援学級設置校長会（副校長会）は拠点校の校長（副校長）をもって組織し、グループ内各校の特別支援教育推進、人材育成、研修会、校内委員会運営等をリードします。
- iii 個別の教育支援計画・個別指導計画の作成に資する関係機関との連携の在り方を内容とした研修会を実施します。

イ) 特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、専門性及び資質の向上を図ります。

- i 校務分掌における特別支援教育コーディネーターの位置付けを校内委員会主任とし、主幹（養護）教諭又は主任（養護）教諭をもって充てることを通して定期的な開催とともに不定期開催を可能とします。
- ii 特別支援教育コーディネーターの複数指名を実施します。
- iii 特別支援教育コーディネーター連絡・研修会を、関係機関との情報共有の場としても活用します。
- iv 特別支援教育コーディネーターの能力に応じた段階的研修を実施し、コミュニケーションスキルや組織運営、対外的な連絡・調整等の能力を身に付けさせることで、資質向上を図ります。また、学期ごとに都立清瀬特別支援学校へ特別支援教育コーディネーターを派遣し、特別支援教育の実際を学ぶ機会とします。

ウ) 教職員の専門性及び資質の向上を図ります。

- i 特別支援教育をテーマとして、教員のライフステージに応じた研修の体系化を図ります。

○若手教員育成研修（1年次から3年次まで）で、特別支援教育の実践力を段階的に高める研修を実施します。

○清瀬教師塾に特別支援教育の理解を深め実践力を高める内容を位置付けます。

○東京都公立学校教員10年経験者研修・養護教諭研修（10年経験者）の清瀬市教育委員会実施研修に特別支援教育にかかわる研修を位置付けます。

○新任主幹教諭研修、新任主任教諭研修に特別支援教育にかかわる研修を位置付けます。

○新任管理職研修会、新教育課題研修会（校長・副校長対象）に特別支援教育に関わる研修を位置付けます。

○その他の研修会では、以下のように特別支援教育に関わる研修会を実施します。

- ・三市教職員宿泊研修に特別支援教育に関わる研修を位置付けます。
- ・夏季専門研修会で特別支援教育の理解啓発を内容とする研修会を毎年実施し、若手教員（3年次）の受講を悉皆とします。
- ・特別支援学級授業改善研修会の内容を検証し、特別支援学級の教育課程、教育内容、指導方法等のさらなる充実を図ります。
- ・都立清瀬特別支援学校主催合同研修会への市内教員の参加をさらに活性化させ、研修会への各校1名の教員の参加を悉皆とし、清瀬市在職中に最低1回は受講するようにします。
- ・特別支援教育コーディネーターを対象として、個別の教育支援計画及び個別指導計画作成に資する校内委員会組織の運営力向上を内容とした研修会を実施します。
- ・教員を対象として、個別の教育支援計画及び個別指導計画作成に資する児童・生徒の観察の視点を内容とした研修会を実施します。
- ・特別支援教育コーディネーター制度の理解啓発を図るための教職員対象研修会を実施します。（夏季専門研修会 等）
- ・市内特別支援学級を教員が参観する機会を設け、通常の学級を担任する教員等が特別支援教育の理解を深め実践力を高める機会とします。（清瀬教師塾）
- ・市内特別支援学級教員が通常の学級を参観する機会を設け、相互理解を図ります。（清瀬教師塾）

エ) 研修内容の充実を図ります。

- i 特別支援学級設置校長・副校長連絡・研修会、特別支援教育コーディネーター連絡・研修会、特別支援教室担当者研修会等を通して児童・生徒、保護者に対するコミュニケーションスキルを身に付ける研修を実施し、学校と保護者が協力して特別支援教育を推進するようにします。
- ii 各種研修会には指導主事、スクールカウンセラー、就学相談員、特別支援教育巡回指導員、スクールソーシャルワーカー (*25)、特別支援学校特別支援教育コーディネーター等の専門家を必ず1名は参画させることで研修内容の充実を図ります。
- iii 各校における研修会や校内委員会には指導主事、スクールカウンセラー、就学相談員、特別支援教育巡回指導員、スクールソーシャルワーカー、特別支援学校特別支援教育コーディネーター等の専門家を積極的に派遣し、内容の充実を図ります。

オ) 東京都における人事交流を積極的に活用し、市内の教育活動の活性化を図ります。

東京都の公募制度等を活用し、特別支援学校、特別支援学級と通常の学級間での異校種間異動を活発に行い、相互啓発につなげます。

(2) 校内委員会の充実

① ねらい

【校内委員会】

報告書では、「校内委員会の全校設置、校務分掌への位置付け」が計画されました。すでに、校内委員会が全校に設置されるとともに校務分掌に位置付けられてきています。今後、校内委員会のさらなる充実に向けた取組を推進することが必要です。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画		
	19～24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
校内委員会の充実	全校設置 校務分掌への 位置付け	各校の現状と 課題の把握 充実のための 具体的方策の 検討	校内委員会 機能の強化	

② 校内委員会の具体的な在り方

ア) 各校の現状と課題を把握し、充実のための具体的方策を検討します。

- i 各校における特別支援教育コーディネーター及び校内委員会の位置付け、開催回数、参画者、効果等を検証することを通して課題を把握し、解決のための方策を検討・立案します。
- ii 各校における課題を解決するための方策を、特別支援学級設置校長・副校長連絡・研修会、特別支援教育コーディネーター連絡・研修会、特別支援教室担当者研修会、教務主任会等を通して周知・徹底します。
- iii 各校における校内委員会運営強化を図るための方策を実施します。

イ) 校内委員会の機能を強化するために、以下のことを進めます。

- i 校務分掌における校内委員会の位置付けを常設委員会とし、特別支援教育コーディネーターの主催により定期的な開催とともに不定期開催を可能とします。
- ii 校内委員会を特別支援教育コーディネーターが主体となって進め、対外的な連絡・調整をさらに進めます。
- iii 校内委員会へのスクールカウンセラー、就学相談員、特別支援教育巡回指導員、スクールソーシャルワーカー等の参画を活性化します。

2 教育内容・方法の充実

(1) 個別の教育支援計画及び個別指導計画のさらなる活用

① ねらい

【個別の教育支援計画】

報告書では、「就学支援シートの活用により幼稚園・保育園等と小学校が連携していくこと、小学校から中学校・高等学校等に進学するときの「個別の教育支援計画」、「個別指導計画」を活用した指導、支援の引継ぎ、就学相談・転学相談・通級判定における個別の教育的支援が必要なケースの継続的な経過観察と相談フォロー体制の整備、個別指導計画に基づく個に応じた指導の充実を図ること」が計画されました。これまで、本市独自の就学支援シートを作成するとともに幼稚園・保育園・小学校間での引継ぎ資料として活用を図ってきています。

また、平成19年度より「保育園・幼稚園・小学校合同の教員研修会」を毎年実施し、連携の強化を進めてきました。現在は、個別の教育支援計画を学校が作成することを進めています。今後、就学支援シートの活用をさらに促進し、幼稚園・保育園から小学校への円滑な引継ぎの充実を図ることが必要です。あわせて、「保育園・幼稚園・小学校合同カリキュラム検討委員会」を設置し、カリキュラムの接続を図っていく必要があります。

今後、特別支援教育巡回指導員・就学相談員が個別の教育支援計画への指導・助言を進め、全ての学校で個別の教育支援計画が作成されるようにする必要があります。

【個別指導計画】

報告書では、「小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への対応を考えると、「いつ」「どこで」「誰が」「どのように」指導、支援するのかを明確にするためにも、関係者の共通理解の下、個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づいた指導、支援を行う必要がある。」とされました。これまで、通常の学級における特別な指導、支援を必要とする児童・生徒の個別指導計画の作成を推進してきていますが、十分ではありません。今後、特別支援教育巡回指導員・就学相談員等が学校で作成する個別指導計画を支援することで、特別な支援が必要な児童・生徒全員に対して作成できるようにする必要があります。

また、報告書では、「通級指導学級では、適切な目標や支援の手立てを考えるため、保護者・在籍校・設置校が共通理解を図るため、担任間での指導の一貫性確保のため、引継ぎのため、説明資料のために個別指導計画を作成している。」としています。これまでも、通級指導学級においては個別指導計画が作成され、報告書に示された内容が推進されてきました。今後、個別指導計画の内容の充実及び活用の促進のために、特別支援教育巡回指導員・就学相談員等による支援のさらなる充実を図る必要があります。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画		
	19～24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
個別指導 計画・個別 の教育支援 計画の さらなる 活用	就学支援シートの 活用	就学支援シートの活用 と個別の教育支援計画 への引き継ぎ		
	個別の教育支援計 画・個別指導計画 の適宜作成	各様式と対象者の規 定、様式の作成・活用		
		担当部署を教育相談 センターへ移管	教育相談センター による運営	
		学務課・指導課 (指導事務係)所管	カリキュラム 作成・試行	カリキュラ ム実施
		保・幼・小合同カリキュラム 作成委員会設置・検討開始		

② 個別の教育支援計画及び個別指導計画の具体的な活用の在り方

＜個別の教育支援計画と個別指導計画の関係＞

教育相談センター内への特別支援教育担当部署の設置と指導主事、就学相談員等の配置により、これまで指導課指導事務係及び本市市役所配置の指導主事が担ってきた個別の教育支援計画及び個別指導計画作成指導、関係機関との連携強化、研修会運営等を教育相談センターが担うこととなります。また、内容的に繋がりがあることから、個別の教育支援計画と個別指導計画については同時に計画を進めます。

ア) 各様式を市の様式として統一して使用します。

- i 就学支援シートの扱いは継承し、小学校入学時に個別の教育支援計画へ内容を引き継ぐ（就学支援シートの内容を基に個別の教育支援計画を作成する）こととします。
- ii 個別の教育支援計画、個別指導計画ともに、教育委員会事務局が様式についての研究を進め、市の様式として統一します。
- iii 平成25年度から市の様式が統一されるまでの間は、個別の教育支援計画の様式は東京都教育庁指導部が作成したものを市の共通様式として使用します。
- iv 平成25年度から市の様式が統一されるまでの間は、個別指導計画の様式は東京都教育庁指導部が作成したものを市の共通様式として使用します。

イ) 各様式を作成する対象児童・生徒を明確に規定します。（その他の児童・生徒の各様式を作成することを妨げるものではありません。）

- i 乳幼児期の就学前期間に療育機関を利用している幼児、教育、保健、医療、福祉の各機関で作成することが必要と判断した幼児について、就学支援シートを作成します。
- ii 就学指導委員会、通級指導学級入級判定委員会で作成することが適切と判断した児童・生徒について、個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成します。
- iii 特別支援教室を活用した指導を進める児童・生徒は原則として個別指導計画を作成することとします。

- iv 校内委員会の判断により学級経営補助員の配置申請をした児童・生徒は、原則として個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成することとします。
- ウ) 各計画の作成について、教育委員会は以下の支援を行います。
 - i 個別の教育支援計画にかかわる福祉、医療、保健、労働等の関係機関と本市の個別の教育支援計画についての共通理解を図り、個別の教育支援計画及び個別指導計画作成・活用において共通実践を可能とする連絡体制を構築します。
 - ii 教育相談センターに特別支援教育（就学相談・支援）を担当する部署を設置し、教育相談センター内特別支援教育担当部署に学校や関係機関との調整、事務、関係研修会の開催等を担う指導主事1名と就学相談活動時の教育相談室やスクールソーシャルワーカーとの連携を強化する就学相談員を置きます。
 - iii 教育相談センター特別支援教育担当部署（心理士、特別支援教育巡回指導員、スクールソーシャルワーカー、指導主事等）から各校校内委員会へ、児童・生徒の観察や計画作成について支援を進めます。《専門家チーム》（※26）
- エ) 就学支援シートと個別の教育支援計画、個別指導計画の接続を円滑にするカリキュラムを作成します。

保育園、幼稚園、小学校合同カリキュラム作成委員会を設置し、「保育園・幼稚園から小学校への円滑な接続を図り、小1プロブレムの解消や障害の早期発見を推進するための保・幼・小接続カリキュラム」を作成し、試行します。また、市内のベーシックプログラムとして、合同カリキュラムを実施します。

第3章 教育委員会の取組の充実に向けて

1 特別支援教育体制の整備

(1) 特別支援教室の整備・充実と通級指導学級の今後の在り方について

① ねらい

報告書では、「〔特別支援教室Ⅰ〕固定的に配置された教員が知的障害、情緒障害など同じ障害のある複数の児童・生徒を対象に、固定的な小集団で、週のほとんどの時間の指導を行う。個々の児童・生徒の個別指導計画に基づき、通常の学級との交流を行ったり、通常の学級において指導を受けさせたりするなど、一人一人の児童・生徒に応じた柔軟な指導体制を進める。

また、障害が重複しており、他の障害に対する支援が必要な児童・生徒に対しては、特別支援学校等からの巡回による指導が可能な体制を整備することが必要である。

現在の固定の心身障害学級（小学校2校、中学校1校）を特別支援教室Ⅰと位置付け、巡回指導・支援等の拠点としての役割を担うこととしたい。〔特別支援教室Ⅱ〕固定的に配置された教員が、通級してくる情緒障害、LD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある児童・生徒を対象に、専門的な施設・設備を備えた教室で、小集団または個別に、週の必要な時間の指導を行う。特別支援教室に通うことが困難な児童・生徒や、少ない指導時数で十分な児童・生徒については、担当教員が巡回による指導を行ったり、在籍する学級担任に助言を行ったりするなどして、一人一人の児童・生徒に応じた柔軟な指導体制を構築していく必要がある。現在の通級指導の心身障害学級（小学校1校）を特別支援教室Ⅱと位置付け、巡回指導・支援等の拠点としての役割を担うこととしたい。〔特別支援教室Ⅲ〕LD、ADHD、高機能自閉症等を含め、障害のある児童・生徒が、原則として通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、ティーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導などの工夫により通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別な指導を受ける教室を各校に配置していきたい。

〔巡回による指導〕巡回による指導を行うにあたっては、特別支援学校から具体的な支援、教育課程への位置付け、授業時間の調整、指導にあたる教員等の確保、教育相談員等専門家チームの派遣、具体的に円滑な実施を確保するための仕組みについて検討を進める必要がある。」と計画されました。また、特に特別支援教室Ⅲへの支援策として、「校内委員会と特別支援教育コーディネーターの充実、特別支援教室Ⅰ・Ⅱ、特別支援学校等による巡回指導、専門家チーム・巡回相談の体制整備、スクールボランティア・学級経営補助員等による支援の強化」が必要とされました。これまでに、市内全小学校に特別支援教室Ⅲを設置し、都採用非常勤教員により指導が進められる体制を整備しました。今後、東京都特別支援教室構想をにらんだ清瀬版特別支援教室の在り方をさらに検討し、小・中学校の特別支援教室Ⅲの円滑な運営と効果的な指導を実現させることが必要です。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画		
	19～24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
特別支援教室 の整備・充実	特別支援教室Ⅲ の全小学校への 設置	特別支援教室の活用方 法、指導内容・方法の 研究（モデル校 A）	→	通級指導学級 教員による 巡回指導開始
	都費非常勤教員 の全特別支援 教室への配置	都費非常勤教員の継続 配置と東京都との調整	→	
		中学校特別支援教室の 指導内容・方法の研究 設置準備（モデル校 B）	→	中学校特別支援 教室運営開始
通級指導学級 の今後の 在り方	通級指導学級 （第八小学校 内）の教育 活動の推進	巡回指導内容・方法の 研究（モデル校 C）	→	小学校巡回指導 開始(中学校巡回 指導は平成 28 年 度以降開始)
	入級判定委員会に よる通級指導 学級入級判定	通級指導学級及び特別 支援教室の入退級判定 基準の研究 （モデル校 A・B）	→	特別支援教室入退 級判定委員会 の各校実施と 専門家チーム参加
		小学校巡回指導グルー プと拠点校の決定 中学校拠点校の決定 拠点校の役割の研究 （モデル校 C）	→	拠点校及び巡回 指導グループの 運用開始

② 特別支援教室と通級指導学級の具体的な在り方

【モデル校 A（小学校）】

ア) 特別支援教室の在り方（自立活動及び教科の補充等）を研究します。

- i 特別支援教室の設置目的を明確にするとともに、その活用方法について特別支援学級授業改善研修会とともに研究を進めます。
- ii 特別支援教室担当職員と巡回指導担当教員が協力した指導の内容や方法について研究を進めます。

イ) 通級指導学級及び特別支援教室の入退級判定基準及び適用期間を明確にします。

通級指導学級及び特別支援教室の入退級判定基準について、これまでの本市における実績と東京都の基準を参考にしながら通級指導学級入級判定委員会とともに研究を進め、平成 27 年度を目途で運用を開始します。

【モデル校 B（中学校）】

ア) 特別支援教室の在り方（自立活動及び教科の補充等）を研究します。

- i 特別支援教室の設置目的を明確にするとともに、その活用方法について特別支援学級授業改善研修会とともに研究を進めます。
- ii 特別支援教室担当職員と巡回指導担当教員が協力した指導の内容や方法について研究を進めます。

イ) 全中学校に特別支援教室を設置します。

中学校特別支援教室の指導内容・方法について研究を進めるとともに設置準備を進め、平成 27 年度を目途で全中学校に特別支援教室を設置します。

ウ) 特別支援教室の入退級判定基準及び適用期間を明確にします。

特別支援教室の入退級判定基準について、これまでの本市における実績と東京都の基準を参考に入級判定委員会とともに研究を進め、平成 28 年度を目途で運用を開始します。

【モデル校 C（通級指導学級）】

ア) 通級指導学級に巡回指導の機能をもたせます。

通級指導学級（第八小学校内）を巡回指導の拠点として位置付け、巡回指導内容・方法等についてモデル校 1 校を指定して研究を進めるとともに、小学校は平成 27 年度、中学校は平成 28 年度を目途に通級指導学級教員による巡回指導を開始します。

イ) 巡回指導は市内各校をグループ分けして行います。

- i 小学校巡回指導グループを学校間の距離から 3 つのグループに分け、各グループに拠点校を置きます。
- ii 中学校巡回指導は 1 グループ若しくは 2 グループに分け、拠点校を置きます。
- iii 拠点校はグループ内の特別支援教育の推進についてリーダー的な役割を担い、各校を指導・助言します。
- iv 拠点校の役割と各校の指導方法等について、特別支援学級設置校長会（副校長会）とともに研究を進め、小学校は平成 27 年度、中学校は平成 28 年度を目途で運用を開始します。

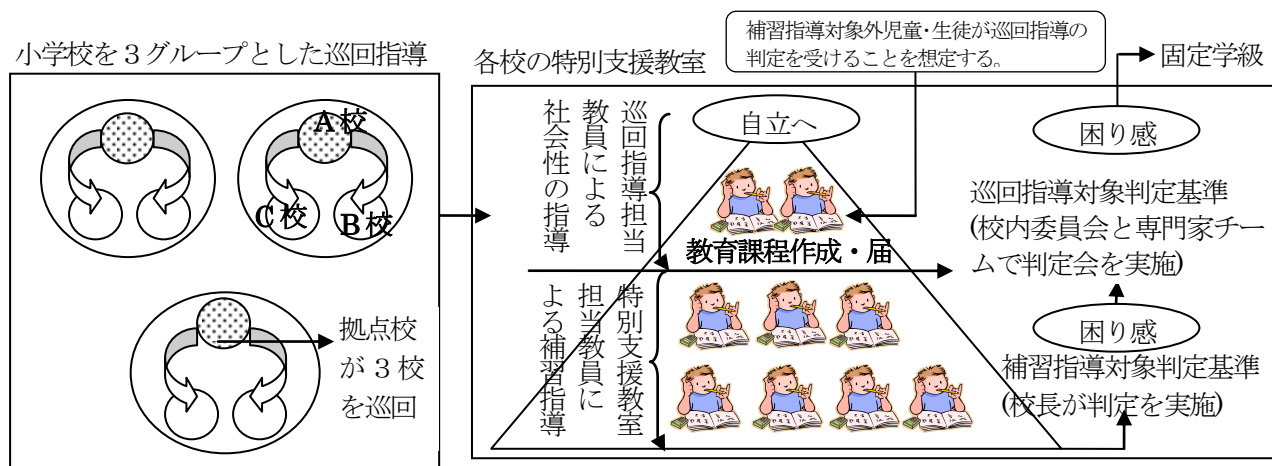
【その他】

ア) 特別支援教室担当職員（都費非常勤教員）の特別支援教室への配置について東京都と調整を進めます。

イ) 特別支援教室を設置する各校では、通級指導学級通級児童の特別支援教室での指導時間数と指導内容の拡大について検討を進めます。

ウ) 平成 27 年度より特別支援教室の入退級判定委員会は各校の校内委員会で行われることに
ともない、その判定には専門家チームが参加することとします。

※ 巡回指導担当教員の小・中学校拠点校への配置と巡回指導の開始時期は小学校を平成 27 年度、中学校を平成 28 年度と計画していますが、巡回指導担当教員の配置に関わる東京都の施策の推移を見据えた中で柔軟に対応します。



(2) 固定学級の今後の役割について

① ねらい

報告書には特に示されておりませんが、今後の特別支援教室との関係を考え、固定学級が受け入れる児童・生徒の障害種別や障害の多様化に応ずる在り方を検討する必要があります。この場合、特別支援教室や通級指導学級、巡回指導（平成27年度から）における指導では、障害の状態の改善が困難と思われる児童・生徒を対象とすることとなります。

また、障害種別に応じた教育課程を編成し、適切な教育内容や指導方法をさらに明確に確保するために、現在は併設されている知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級を分離し、その教育課程や教育内容や指導方法を明確にした指導を展開する必要があります。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画		
	19～24年度	25年度	26年度	27年度
固定学級の 今後の役割	知的障害特別 支援学級及び 自閉症・情緒 障害特別支援 学級における 教育活動の推進	知的障害特別支援 学級の研究 (研究指定2校)		
		自閉症・情緒障害特 別支援学級の研究 (研究指定2校)		
		障害種別等に応じ た固定学級設置条 件の研究	小学校特別支援学級 (固定)の障害種別 ごとの施設分離	中学校特別支援学級 (固定)の障害種別 ごとの施設分離

② 今後の固定学級の具体的な在り方

ア) 特別支援学級（固定学級）の今後の在り方を研究し、明確にします。

- i 知的障害特別支援学級における教育課程及び教育内容、指導方法等について研究校2校を指定し、研究を進めます。
- ii 東京都研究指定校「自閉症・情緒障害特別支援学級における教育課程の研究・開発事業」（平成24・25年度）の研究成果をもとに、自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程及び教育内容、指導方法について研究校2校を指定し、研究を進めます。

イ) 障害種別ごとの固定学級の施設を分離します。

- i 移転先の施設を既設置校内、既設置校外の両面から検討を進めます。
- ii 小学校2校に設置されている自閉症・情緒障害特別支援学級の設置場所を変更します。
- iii 中学校1校に設置されている自閉症・情緒障害特別支援学級の設置場所を変更します。

ウ) 障害種別に応じた教育課程、教育内容、指導方法についての研究を進めます。

固定学級において、より適切な教育内容を実践するとともに、市内の特別支援教育の指導方法を発信できる機関とします。特に自閉症・情緒障害特別支援学級における教育課程については、平成24・25年度の東京都からの研究指定を受けている清瀬第七小学校の研究成果をモデルとします。

また、知的障害特別支援学級は「教科等を合わせた指導が進められる機関であること」や、自閉症・情緒障害学級は「社会性の指導を軸として教科の補充も進められる機関であること」を踏まえた上で、障害種別に応じた教育課程、教育内容、教育方法についての研究を進めます。

2 相談及び支援体制の整備・充実に向けて

(1) 教育相談センターの総合相談支援センター（仮称）化に向けて

① ねらい

報告書では、「教育相談室は特別支援教育コーディネーターや校内委員会と連携し、本来の教育相談活動と並行して、学校と他の機関とのコーディネーターになることが求められる。障害のある児童・生徒の視点に立ったより効果的な教育的指導と支援ができるよう、教育相談の機能充実を図ることが必要となる。」と計画されました。これまでの実践に立脚し、利用者の利便性に配慮した教育相談センターの総合相談支援センター構想の具体化に向けて検討します。今後、教育相談室及び小学校スクールカウンセラーの在り方の変更を基に総合相談支援センター構想の実現に向けての取組を推進することが重要です。

【総合相談支援センター構想の目的と全体計画】

- ア) 教育委員会と市長部局、及び医療・福祉・教育・心理が連携・協同し、誕生から18歳までの子育て、生き方、保育・教育等に関する相談・支援を一貫して行う総合相談支援センターを設置します。
- イ) 平成25年度から平成27年度までを第一期として、部局をまたいだプロジェクトチームを立ち上げて既存の相談・支援期間の成果等を検証するとともに、機能・位置付け・設置場所・人員体制等を検討してきます。平成28年度から平成29年度までを第二期として、市長部局と教育委員会の協同による清瀬市総合相談支援センターとしての組織立ち上げの準備期間とします。平成30年度に清瀬市総合相談支援センターを開設します。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画		
	19～24年度	25年度	26年度	27年度
教育相談センターの総合相談支援センター化	教育相談室の週5日相談体制の実現	総合相談支援センターへ移行(市雇用指導主事新規配置)	総合相談支援センター移行(特別支援教育機能移管)	第二期移行、完全実施に向けた検討開始
	スクールカウンセラー全校配置	事業の効果検証		第二期移行、完全実施に向けた検討開始
	SSW r 配置	事業の効果検証	医師の配置	
	教育相談室から学校への支援	専門家チームの構成・役割の研究		専門家チーム発足
	関係機関の連携推進	PTの立ち上げと各機関の機能検証		第二期移行、完全実施に向けた検討開始

② 総合相談支援センター化構想

【第一期】

現教育相談センターを各機関との連携を強化することで、総合相談支援センターの機能・効果のシミュレーションを行います。

ア) 人的支援

市雇用指導主事と小児科医師（発達専門）を各1名、総合相談支援センターに配置し、ケースマネジメント、指導・支援マネジメント等を進めます。

本構想の充実に資する教育アドバイザー等の人的配置を進めます。

イ) 設置場所の検討

交通等市民サービスの観点重視した候補地を検討します。

ウ) 関係機関の理解と業務整理

教育委員会と市長部局によるプロジェクトチームを設置し、現行の各相談・支援機関の課題の整理と解決策の立案、業務の整理及び具体化に向けた第二期実施計画を立案します。

【第二期】

プロジェクトチームにより、総合相談支援センター構想第二期実施計画について検討を進めます。その、主な内容は、次のように考えています。

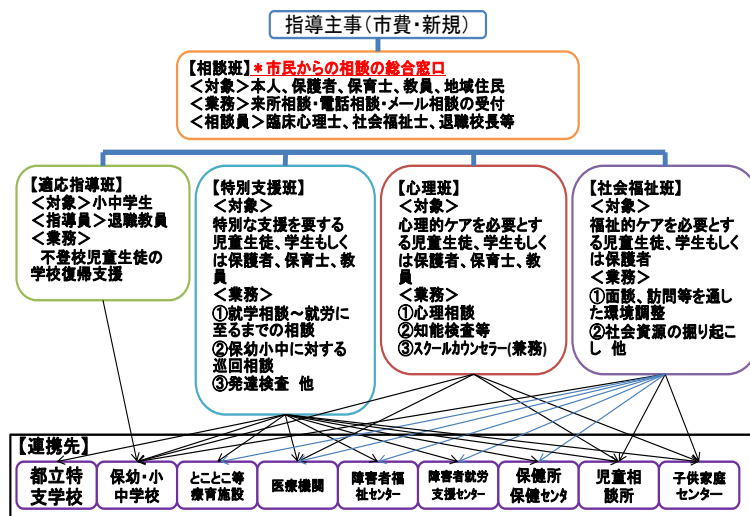
ア) 組織再編を視野に入れた部署の設置と位置付けについて。

イ) 組織を統括する者の人選及び具体的な組織機構の在り方について。

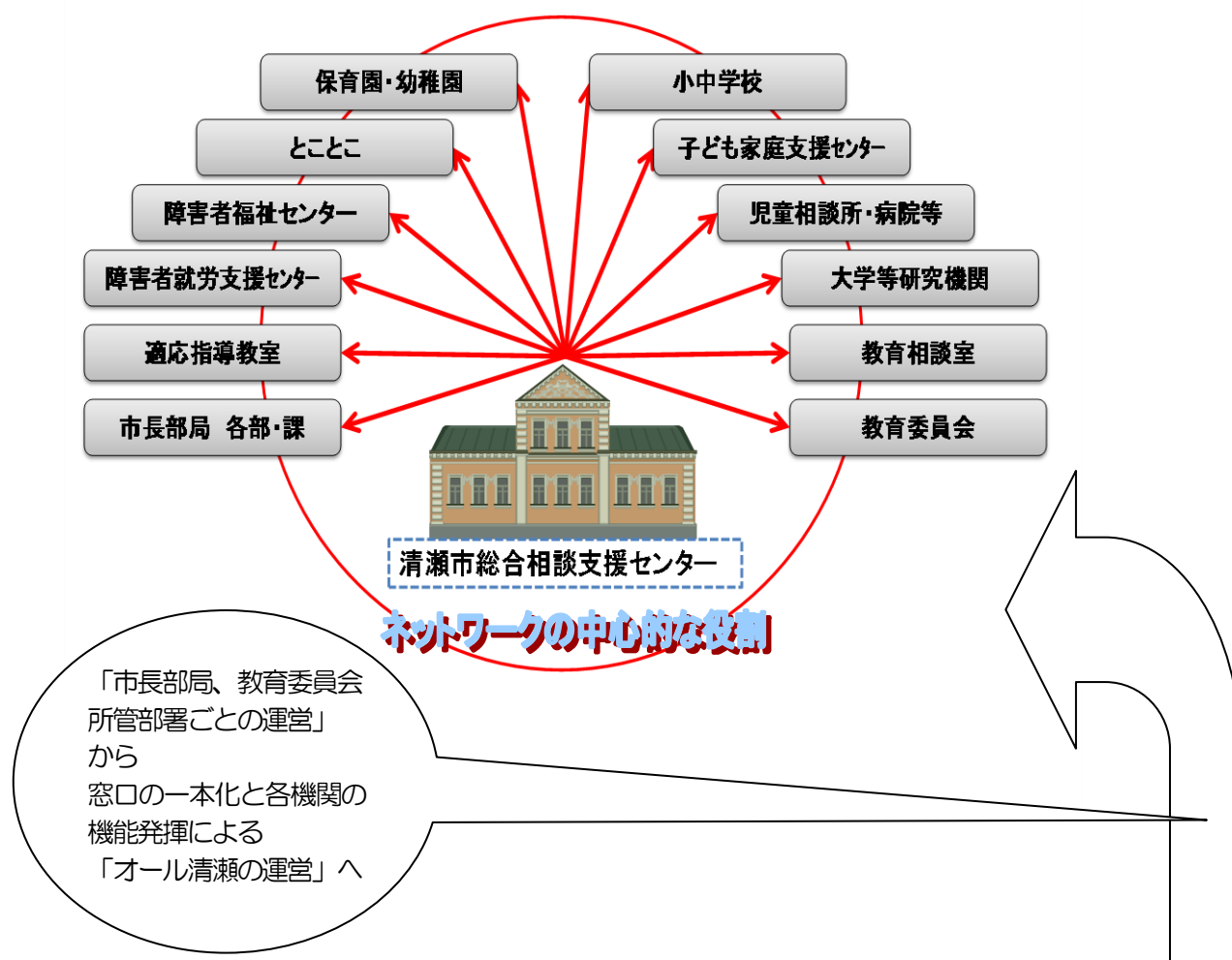
ウ) 臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、就学相談員、教育アドバイザー等の、必要とされる人員について。

エ) その他、本構想実現に向けた事項について。

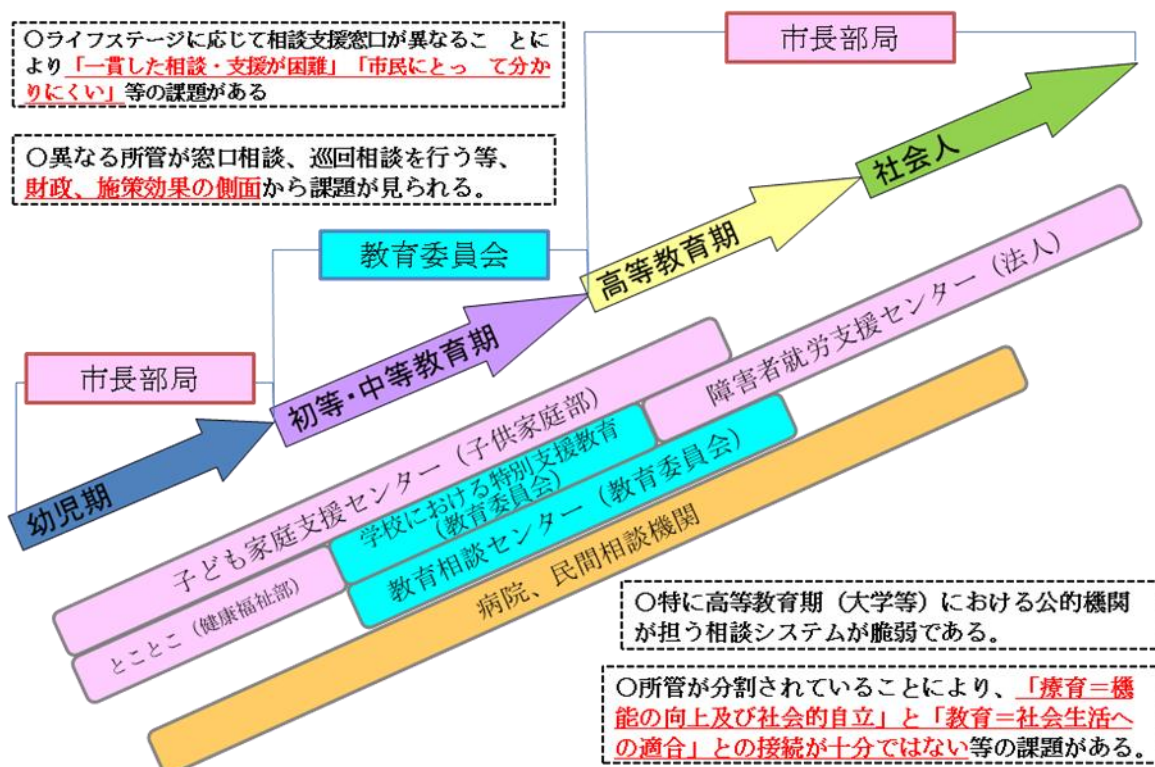
総合相談支援センターに向けた第1期における組織(案)



次世代型「総合相談支援センター」構想(案)



現在の子育て、教育、生き方にかかわる相談・支援システム



(2) 就学相談体制の在り方について

※通級指導学級に関わる計画は、P17 に掲載

① ねらい

報告書では、「適切な教育の場（就学先）の提供の視点とともに、就学支援計画等を基に支援を引き継ぐことを視点に加える相談へと転換を図ることが求められる。就学時健診会場での就学相談員による児童観察を行う。個別の教育支援計画の活用による新しい就学相談システムを構築する。就学指導委員会と通級指導学級入級判定委員会の統合も視野に入れた特別支援教育に即した委員会の在り方を検討する。」と計画されました。これまでの経過の中で一部改善を図ってきましたが、今後も就学システムの在り方を検討し、実践化を図ることとします。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画		
	19～24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
就学相談体制の 在り方について	就学手続きの流れ の確立	就学手続きの見直し と実施		→
	就学時健康診断の 流れの確立	就学時健康診断の 見直しと実施		→
	就学指導委員会の 機能の強化	就学指導委員会見直し と実施		→

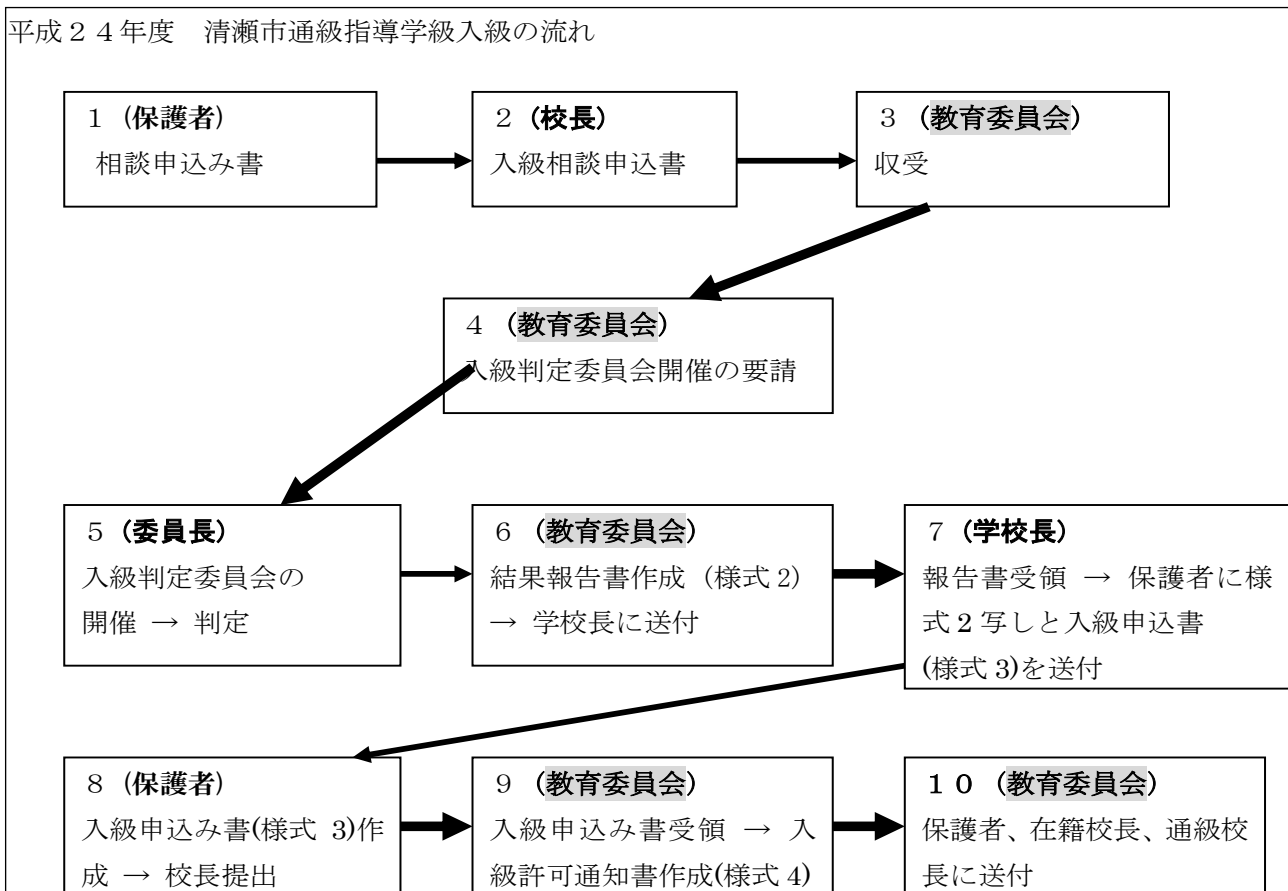
<平成24年度の就学手続き、入退級手続きの流れ>

- 4 月 第1回就学指導委員会
- 10月 第2回就学指導委員会（新中1対象）
- 11月 第3・4回就学指導委員会
- 3 月 第5回就学指導委員会

就学指導委員会

特別支援学級設置校（校長、教諭）、教育委員会（指導課長、指導主事、指導事務係、就学相談員、巡回指導員、教育相談員）、清瀬特別支援学校（校長、特別支援教育コーディネーター）、市内療育機関、専門医

平成 24 年度 清瀬市通級指導学級入級の流れ



② 就学相談体制の具体的な在り方

ア) 教育委員会事務局は、就学指導委員会とともに就学相談手続き全体の流れについて見直し、新たな手続きとして実施します。

イ) 教育委員会事務局は、就学時健康診断時の就学支援シートの活用と専門家チームの参画により、障害の早期発見、早期対応と支援に向けた就学時健康診断における就学相談機能の充実を図ります。

ウ) 教育委員会事務局は、構成、開催日数等の見直し、及び、判定基準の明確化を図る等、就学指導委員会の在り方を見直し、その機能強化を進めます。

※ 通級指導学級の入退級判定基準は平成 27 年度より特別支援教室入退級判定基準へスライドするため、判定母体となる校内委員会組織の在り方を含め、モデル校 (A・B) が研究を進めます。

エ) 教育相談、就学相談、転学相談、通級判定における個別の支援が必要なケースについては、個別の教育支援計画を基に教育相談センター（総合相談支援センター）が関係機関と協同して、その継続的経過観察及びフォローを行います。

※ 清瀬市では、平成 24 年度まで「就学指導委員会」の名称を使用してきましたが、平成 25 年度より「就学支援委員会」の名称を使用することとします。

3 施設等の整備

① ねらい

中学校への特別支援教室設置や総合相談支援センターの設置、固定学級の分離設置等を見据え、今後の特別支援教育の円滑な運営を図るために施設・設備の整備を適切に進めなければなりません。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画		
	19～24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
施設等の整備	教育相談センター（レインボーひまわり）の充実	総合相談支援センター化への協議・検討の開始	特別支援教育の機能移管	第二期移行、完全実施に向けた検討開始
	全小学校特別支援教室の設置	中学校特別支援教室設置を見据えた各校施設の選定	中学校各校施設の整備	中学校特別支援教室運営開始
		障害種別に応じた固定学級設置条件の研究	小学校特別支援学級（固定）の障害種別ごとの施設分離	中学校特別支援学級（固定）の障害種別ごとの施設分離

② 施設等の整備の具体的な在り方

ア) 市長部局と教育委員会によるプロジェクトチームを設置し、総合相談支援センター構想の具現化を図ります。

- i プロジェクトチームにより、設置場所を含め、具体的な機能、位置付け、人員体制、支援の範囲等を検討していきます。
- ii 総合相談支援センター化構想に基づき、特別支援教育機能の移管を進めます。

イ) 市内中学校内での特別支援教室設置場所の確保と整備を進めます。

- i 各校における施設の選定を進めます。
- ii 各校における施設選定は、施設耐震化の進捗状況を見据えて検討します。
- iii 各校における施設選定は、学校選択制の導入による生徒数の推移及び現存する空き教室の状況等を見据えて選定を進めます。また、特別支援教室設置場所の確保が困難な場合には、当該中学校の特別支援教室設置を延伸することも検討内容に含めます。
- iv 各校における施設整備を進めます。

ウ) 障害種別に応じた教育課程、教育内容、指導方法をさらに充実するための施設分離を進めます。

- i 移転先の施設を、既設置校内、既設置校外の両面から検討を進めます。
- ii 小学校知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級については、全市的視点から在籍児童数を見据えた中で、その適切な設置の在り方を検討します。
- iii 移転先施設の整備を進めます。

4 評価

① ねらい

本計画が3カ年計画であることを鑑みて、1年間ごとの形成的評価を進めることにより清瀬市の実態やニーズに応じた計画となるように修正していく必要があります。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画		
評価	19～24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	第一次実施計画の見直しと 第二次実施計画立案	評価組織の検討・ 立ち上げ		
		評価の実施と計画の修正		
		平成 28 年度以降の 推進計画立案組織の検討	立案組織の 立ち上げ	平成 28 年度以降 の推進計画立案

②本計画の検証と評価の在り方

ア) 実態と変容からみた本計画の妥当性を、毎年検証・評価します。

- i 平成 24 年度に立ち上げた本計画検討委員会をそのまま「本計画検証・評価委員会」（仮称）として機能させることも視野に含め、本計画の妥当性を検証・評価する組織を立ち上げます。
- ii 本計画の検証・評価及び修正の内容について、教育に関する学識経験者からの知見を得ることに努めます。
- iii 「本計画検証・評価委員会」（仮称）は、本計画の検証・評価方法等について検討するとともに、1 年ごとに清瀬市の実態と計画推進による変容を見極め、本計画の妥当性を検証・評価します。
- iv 教育委員会事務局は、検証・評価結果を基に本計画を毎年修正し、その都度教育長へ報告するものとします。
- v 教育委員会事務局は、教育長決裁のもと、修正された本計画を次年度計画として推進します。

イ) 平成 28 年度以降の本市における特別支援教育を推進するための計画を立案します。

- i 本計画検討委員会をそのまま「平成 28 年度以降の推進計画検討委員会」として機能させることも視野に含め、平成 28 年度以降の推進計画を検討する組織を立ち上げます。
- ii 平成 27 年度に、平成 28 年度以降の推進計画立案に係る検討を実施し、第三次実施計画として制定します。

第4章 関係機関の取組の充実に向けて

1 副籍制度の充実

① ねらい

本市では、平成19年度より、地域指定校の決定システムの構築により間接的交流（※27）を主とした副籍が進められてきました。今後、副籍制度のより一層の推進を図り、共生地域の実現に向けた交流及び共同学習を進めて行くことが必要です。

清瀬市副籍実施要領

（平成24年度現在）

（目的）

第1条 この要領は、東京都立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）に在籍する児童及び生徒が居住する地域の清瀬市立小中学校に副次的な籍をもち、交流活動を通じて、地域とのつながりの維持及び継続を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）副籍 特別支援学校の小中学部に在籍する児童及び生徒が居住する市立小中学校に副次的な籍をもつことをいう。
- （2）地域指定校 特別支援学校の小中学部に在籍する児童及び生徒が、副次的な籍を置く市立小中学校のことをいう。
- （3）在籍校 清瀬市に居住する児童及び生徒が在籍する特別支援学校のことをいう。

（対象者）

第3条 特別支援学校の小中学部に在籍する児童及び生徒を対象とする。

（地域指定校）

第4条 地域指定校は、副籍制度の趣旨を踏まえ、原則として当該児童又は生徒の居住する学区域の小中学校とする。

（地域指定校の決定）

第5条 清瀬市教育委員会は、副籍を希望する児童又は生徒の在籍する特別支援学校（以下「在籍校」という。）より送付された副籍希望者名簿を基に仮地域指定校名簿を作成し、当該在籍校に送付する。

- 2 在籍校は、保護者の承諾を得たときは、地域指定校承諾者・変更希望名簿を作成し、清瀬市教育委員会に送付する。
- 3 清瀬市教育委員会は、前項により送付された地域指定校承諾者・変更希望名簿を基に地域指定校を決定する。
- 4 清瀬市教育委員会は、前項により地域指定校を決定した後に当該児童又は生徒の保護者から地域指定校の変更の申出があったときは、保護者と相談の上、新たな地域指定校を決定する。

（学齢簿への記載）

第6条 地域指定校の決定後、当該児童又は生徒の地域指定校名を学齢簿に記載する。

（交流の内容）

第7条 地域指定校は、間接的な交流として、副籍を置く児童又は生徒と、学年便り、学級便り等を交換する。

- 2 地域指定校は、直接的な交流として、児童又は生徒の実態及び地域指定校の状況に応じて、学校行事及び学級活動への交流を行なうことができる。

（交流活動計画の作成）

第8条 在籍校は、交流の内容を保護者および地域指定校に確認の上、交流活動計画を作成する。

- 2 交流活動計画の変更及び追加については、在籍校の校長が、その旨を地域指定校及び保護者に通知する。ただし、基本的な実施内容に変更があった場合は、新たに交流活動計画を作成する。
- 3 交流活動計画は、実施年度ごとに作成する。

（交流活動の実施報告）

第9条 地域指定校の校長は、在籍校と調整し、各学期末に交流活動実施報告書を作成し、清瀬市教育委員会に提出する。

（個人情報の取扱）

第10条 在籍校は、地域指定校に提供する当該児童及び生徒等に関する個人情報は、交流活動をする目的の範囲で提供するものとする。

- 2 地域指定校は、前項により提供された個人情報を適切な管理のもとで取り扱うものとする。

（地域指定校への指導及び助言）

第11条 清瀬市教育委員会は、地域指定校に対し必要に応じて指導及び助言を行うとともに、交流活動について関係資料の提出を求めることができる。

（安全管理）

第12条 交流活動中の事故等は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とする。ただし、物損等の補償は対象外とする。

（実施上の留意点）

第13条 地域指定校は、副籍制度の円滑な実施にあたり、異議が生じた場合は、清瀬市教育委員会と協議及び検討を行なう。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

平成24年度副籍制度実績

- | | | | | | | |
|-----|---|--|-----|---|-----|-------------------|
| 1 | 在籍校 | 清瀬特別支援学校（18名）、小平特別支援学校（1名） | | | | |
| 2 | 地域指定校 | 清瀬小・芝山小・第三小・第六小・第十小・清明小・第二中・第三中・第四中・第五中 | | | | |
| 3 | 学年内訳 | <table border="0"> <tr> <td>小学校</td> <td>1年生2名、2年生1名、3年生1名、
4年生3名、5年生2名、6年生2名</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>1年生4名、2年生2名、3年生2名</td> </tr> </table> | 小学校 | 1年生2名、2年生1名、3年生1名、
4年生3名、5年生2名、6年生2名 | 中学校 | 1年生4名、2年生2名、3年生2名 |
| 小学校 | 1年生2名、2年生1名、3年生1名、
4年生3名、5年生2名、6年生2名 | | | | | |
| 中学校 | 1年生4名、2年生2名、3年生2名 | | | | | |

交流の内容については、報告書では「交流の内容は、「全ての児童・生徒に対して実施する内容」と「児童・生徒の実態等に応じて実施する内容」がある。いずれも、当該児童・生徒の実態や保護者の希望、地域指定校の状況を踏まえ、在籍校と地域指定校と協議し、徐々に、できるところから「あわてず、あせらず、ていねいに」進めていくものとする。」とされています。

① 実施する内容

（平成24年度現在）

全ての児童・生徒に対して ○学校だよりの交換（間接的な交流）

児童・生徒の実態等に応じて実施する内容

- 学年だより等や学校行事等の案内の交換、地域行事等の案内の送付（間接的な交流）
- 作品や手紙の交換（間接的な交流）
- 地域指定校の学校行事等への参加（直接的な交流）
- 教科等における交流学习（直接的な交流）
- その他地域情報の提供等（直接・間接的な交流）

② 直接的な交流の際は、安全確保のため、保護者の付き添いを原則とする。

③ 児童・生徒の実態や希望、地域指定校の状況を踏まえ在籍校と地域指定校の十分な協議及び調整を行い個別の教育支援計画に位置付けて実施する。

地域指定校決定までの手続き

（平成24年度現在）

- 1 副籍希望調査（在籍校→保護者） … 在籍校で調査を実施する
- 2 副籍希望者名簿の作成・送付（在籍校→教育委員会） … 在籍校で名簿を作成し、市教育委員会へ送付する
- 3 地域指定校の仮決定（教育委員会） … 市教育委員会で名簿をもとに仮の地域指定校を決定する
- 4 仮の地域指定校決定通知（教育委員会→在籍校） … 市教育委員会は、仮地域指定校名簿を作成し、在籍校へ送付する
- 5 仮の地域指定校の周知と承諾（在籍校→保護者） … 在籍校は、仮の地域指定校を保護者に知らせ、承諾を得る
- 6 地域指定校の承諾者・変更希望者の連絡（在籍校→教育委員会） … 在籍校は、承諾者・変更希望者を市教育委員会へ連絡する
- 7 地域指定校の変更先の相談と決定（教育委員会→保護者） … 市教育委員会は、変更申し出のあった保護者へ連絡し、相談の上新たな指定校を決定する
- 8 地域指定校の決定（教育委員会） … 市教育委員会は、地域指定校の決定を保護者、在籍校、地域指定校、都教育委員会へ通知する
- 9 交流活動計画書の作成（在籍校・保護者⇄地域指定校）
- 10 交流活動報告書の作成（在籍校→地域指定校、教育委員会）

項目	第一次実施計画	第二次実施計画		
	19～24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
副籍制度の 充実	副籍制度の推進 間接的交流 直接的交流	各校における副籍 制度と交流及び 共同学習の推進		
		副籍事例の集約	副籍事例集の作成	副籍事例集の配布 とさらなる実施
		研修会の実施		

② 副籍制度充実の具体的な在り方

ア) 児童・生徒の理解啓発として、これまでの実績をもとにさらに交流及び共同学習の充実を図ります。

- i 各校における、副籍等による直接的交流としての交流及び共同学習をさらに推進します。
- ii 特別支援学校との連携を密にして、副籍制度を活用する児童・生徒数を増やすようにします。
- iii 間接的交流で手紙等を届ける際には地域指定校児童・生徒が届ける等、自然な地域交流を発展させます。

イ) 副籍事例集の作成・配布や、各種研修会の実施をとおして、さらに副籍制度を充実します。

- i 教育委員会事務局が市内小・中学校における副籍制度を充実させるための交流及び共同学習の実践を集約し、事例集を作成します。
- ii 事例集の配布を通して、市内小・中学校や在籍校の副籍制度に対する理解を深めます。
- iii 教職員の資質向上を図るための各種研修会で副籍制度をテーマとした研修会を実施し、教職員の副籍制度の理解を深めます。
- iv 児童・生徒への理解・啓発活動を活性化し、地域指定校児童・生徒の特別支援教育に対する理解を深め、副籍制度を充実させます。

2 専門家チームによる学校支援について

(1) 巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の在り方について

① ねらい

特別支援学校との連携について、報告書では、「清瀬養護学校特別支援教育コーディネーターの役割、特別支援学校のセンター的機能の具体的内容、就学前・早期相談機能、就学支援機能、教育相談・教育支援機能、理解啓発・研修機能」が計画されました。これまで、清瀬特別支援学校からセンター的機能としての支援を受け、清瀬市特別支援教育巡回指導員とのチーム支援を行ってきました。今後、広範囲にわたる実践を整理し、残された課題の解決を図ることが必要です。

関係機関との連携について、報告書では、「コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、学校内の人材はもとより、医師等の外部の専門家の総合的な活用を図ることや福祉、医療等関係機関との連携・協力を進め、有機的なネットワークを構築する必要がある」と計画されました。保育園・幼稚園・小学校の連携を進める意味から相互授業参観・情報交換に結び付けるための保・幼・小合同研修会が立ち上げられました。一方で、市内にある大学との学級経営支援事業を通じた連携も進められてきています。子ども家庭支援センター・子どもの発達支援・交流センターとの連携も推進されてきました。学校内のみでの対応が困難な場合には、学校外から専門的な助言・支援や連絡・調整を行うことが必要とされています。特に、通常の学級に在籍している学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の疑いがあり、行動面、学習面、集団参加の面などで特別な配慮が必要な児童・生徒について専門的視点での助言が求められています。そのため、医療・心理・教育の専門家からなるチームを設置し、医療面、心理面、発達面、個別指導面などで、具体的なアドバイスや巡回相談を行える支援体制の整備を検討します。

今後、上記のような関係機関との連携拡大・強化を図るための取組を一層推進し、専門家としてのチーム支援を充実していくことが必要です。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画		
	19～24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
巡回相談等 専門家及び 人的支援に よる学校支援 の在り方 について	スクールカウンセラー全校配置、	事業の効果検証	→	第二期移行、完全実施
	スクールソーシャルワーカー配置 再掲	事業の効果検証	医師の配置	に向けた検討開始
	教育相談室から 学校への支援 再掲	専門家チームの 構成・役割の研究	→	専門家チーム発足
	関係機関の 連携推進 再掲	プロジェクトチーム の立ち上げと各機関 の機能検証	→	第二期移行、完全実施 に向けた検討開始
	特別支援教育巡回指 導員、就学相談員配置	事業の効果検証	→	第二期移行、完全実施 に向けた検討開始

② 巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の具体的な在り方

ア) これまでの実績を基に、さらに巡回相談機能の充実を図ります。

- i 教育相談室の心理士、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育巡回指導員、指導主事、就学相談員は、チーム支援を行う等、学校からの巡回指導要請にさらに柔軟に対応していきます。
- ii 大学等との連携を深めるとともに学生の派遣機能を強化し、学級経営補助員、学生ボランティアの学校からの配置要請にさらに柔軟に対応していきます。

イ) 総合相談支援センター（仮称）の計画に沿って、専門家チームを構築するとともに、各校校内委員会へ、児童・生徒の観察や計画作成に関わる支援を進めます。

- i 教育委員会と市長部局によるプロジェクトチームで各関係機関の機能検証を行います。
- ii プロジェクトチームで専門家チームの構成・役割・派遣方法・教育相談センター特別支援教育担当部署から学校への支援の在り方等を研究します。
- iii 指導主事、心理士、特別支援教育巡回指導員、スクールソーシャルワーカー、医師、特別支援学校、市長部局等のプロジェクトチームを構成する機関をそのまま移行することも検討しつつ、プロジェクトチームで研究された構成メンバーからなる専門家チームを発足し、学校を支援します。

3 理解啓発の推進

(1) 保護者・市民等に対する広報活動等の在り方について

① ねらい

保護者等への理解啓発について、報告書では「学校及び教育委員会においては、研修や広報活動等を通じ、普及啓発を積極的に推進する。」とされました。保護者との連携の推進について、報告書では「個別の教育支援計画や個別指導計画を保護者と共に作成し、双方が情報を交換しながら、共に連携して児童・生徒の支援に対応することが必要である。今後、保護者と協力して支援する体制づくりを進めて行く。」とされました。児童・生徒及び、保護者への理解啓発を、今後ますます具体的に進める必要があります。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画		
	19～24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
保護者・市民等 に対する 広報活動等の 在り方 について	児童・生徒、保護 者への理解啓発 活動の推進	本推進計画概要版・リーフレット 作成と配布		
		交流及び共同学習事例集作成		配布
		各種様式の捉え方や副籍制度を内容 としたリーフレット作成と配布		
		事務局の諸会議等への参加・講演		
		ホームページ・広報誌による広報活動		

② 保護者・市民等に対する具体的な広報活動等の在り方

ア) これまでの実績を基に、さらに保護者・市民等への理解啓発の充実を図ります。

- i 教育委員会事務局が本推進計画の概要版やリーフレットを作成し、学校や関係機関等を通じて保護者・市民へ配布することで保護者・市民等の理解啓発活動を進めます。
- ii 教育委員会事務局が市内小・中学校における交流及び共同学習の事例集を作成し、学校や関係機関等を通じて保護者・市民へ配布することで保護者・市民等の理解啓発活動を進めます。
- iii 教育委員会事務局が就学支援シート、個別の教育支援計画、個別指導計画の捉え方、副籍制度等を内容としたリーフレットを作成し、学校や関係機関等を通じて保護者・市民へ配布することで双方が情報を交換しながら共に連携して児童・生徒の支援に対応する環境づくりを進めます。
- iv 教育委員会事務局が、必要に応じて保護者や市民で構成される諸会議等へ参加し、特別支援教育に関わる講演を行うことで保護者・市民等の理解啓発活動を進めます。
- v 教育委員会事務局が、市ホームページや教育委員会だより等を通して特別支援教育に関わる各種取組等を広報することで保護者・市民等の理解啓発活動を進めます。

用語解説

(※0) ノーマライゼーション

障害のある人も障害のない人も同じように社会の一員として、社会参加し自立して生活できる社会をめざす考え方のこと。（文部科学省 平成13年「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」、清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)より」)

(※1) 特別支援教育

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。（文部科学省 平成15年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」、清瀬市教育委員会 平成19年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)より」)

(※2) 児童・生徒の将来の社会参加・自立

「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」(平成22年 東京都教育委員会)の冒頭で謳われている。東京都における特別支援教育は、教育行政、学校関係者、保護者、都民の協力により、障害のある児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を支援するために進められるとされている。

(※3) 清瀬市長期総合計画

市の目指すべき将来像を示し、これを実現するための長期的な計画を示したもので、基本構想、基本計画、実施計画で構成されている。平成13年度に、平成27年度を目標年次とする第3次清瀬市長期総合計画が策定され、このうち、平成21年3月31日をもって「清瀬市前期基本計画(平成13年度～20年度)」の計画期間が満了し、平成21年度から平成27年度までの7年間を計画期間とする後期基本計画(案)が平成20年度に策定された。

(※4) 清瀬市実施計画

平成21年度からの清瀬市長期総合計画後期基本計画で定めた施策のうち、当面重視すべき事業を明らかにした計画。毎年の事業執行の基本とされている。

(※5) 清瀬市教育総合計画マスタープラン

清瀬市教育総合計画検討委員会の答申「活き活きと学びあう清瀬」を踏まえ、教育委員会事務局が実施計画を立案し、教育委員会で審議し決定したもの。清瀬市教育委員会が、市政の基本方針である「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の視点に立ち、市民とともに考え歩いていく行動指針。

(※6) 清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)

清瀬市における特別支援教育の基本的な方向性について、平成18年度に設置された「清瀬市特別支援教育検討委員会」で検討され、特別支援教育に移行していくためにまとめられた報告書。清瀬市における平成19年度から平成24年度までの「第一次実施計画」として位置付けられ、平成25年度から開始される「第二次実施計画」へと理念が継承された。

(※ 7) 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画

平成 16 年度に東京都教育委員会により策定された「東京都特別支援教育推進計画」で、平成 25 年度までの 10 年間を基本期間とする都における特別支援教育推進の基本的な方向が示され、締めくくりの期間を示すものとして平成 22 年度に改定された東京都における実施計画。

(※ 8) 校内委員会

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者に対し、個々のニーズに応じた適切な教育や支援を行なうことを目的として小・中学校に設置する委員会のこと。(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」、清瀬市教育委員会 平成 19 年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)より」)

(※ 9) 特別支援教育コーディネーター

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者のために、学校内及び関係機関との連携・調整を行なう教職員のこと。清瀬市では、第一次実施計画期間中に、全ての市立小・中学校に設置された。(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」、清瀬市教育委員会 平成 19 年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)より」)

(※ 10) 特別支援学級

小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級のこと。学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の第 81 条に規定があり、これに基づいた学級のため、**81 条学級**ともいうこともある。学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の第 81 条第 2 項本文には、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。」と定められ、各号には、次の者が掲げられている。「知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの」

(※ 11) 特別支援学校

学校教育法に基づき、特別な支援が必要な者に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難の改善等に関する指導を行うために都道府県が設置する学校。特別支援学校に就学すべき障害の程度は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に定められている。地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」、清瀬市教育委員会 平成 19 年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)より」)

(※ 12) 特別支援教育巡回指導員

特別支援教育に関する専門的知識・技能を有し、学校でも職務経験があり、市立小・中学校を巡回して特別支援教育に関して教職員への指導を行う者のこと。平成 24 年度現在で、3 名がその任に当たっている。

(※ 13) 就学支援シート

就学が決定した後、幼稚園、保育園、療養機関等における子どもたちの様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に、あるいは、小学校での様子を中学校や特別支援学校中学部に引き継ぎ、特別な支援が必要な子供の就学後の学校生活をより適切なものにしていくため作成するもの。平成 24 年度現在、市内幼稚園・保育園から市立小学校への引き継ぎの実施率は 45 パーセント程度である。(清瀬市教育委員会 平成 19 年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書(最終報告)より」)

(※ 14) 個別的教育支援計画

教育、保険、医療、福祉、労働等の関係機関との連携に基づき、乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を目的として、LD（学習障害）等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じて作成される計画のこと。（清瀬市教育委員会 平成 19 年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）より）

(※ 15) 個別指導計画

児童・生徒の障害の状態に応じた最もふさわしい教育を保障するために、就学前の療育機関の職員や区市町村教育委員会の担当者、小学校や特別支援学校教員等の連携に基づいて作成する計画のこと。本計画作成支援のため、清瀬市では特別支援教育巡回指導員や清瀬特別支援学校特別支援教育コーディネーターが市立小・中学校を巡回指導している。（清瀬市教育委員会 平成 19 年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）より）

(※ 16) 特別支援教室

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために小・中学校に設置する教室のこと。平成 24 年度現在、全ての市立小学校に設置し、専任の職員を配置している。（文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」、清瀬市教育委員会 平成 19 年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）より）

(※ 17) 学級経営支援事業

清瀬市立小・中学校を対象に、通常の学級に在籍する LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等、特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、学級経営に関わる補助員を派遣し、学級担任を支援することにより安定かつ円滑な学級経営を図るための制度。現在では、個別指導計画に基付いた配置が進められている。（清瀬市教育委員会 平成 19 年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）より）

(※ 18) 副籍制度

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒やその保護者と地域との継続的な関係を維持するため、居住地域の小・中学校に副次的に籍を置くこと。（清瀬市教育委員会 平成 19 年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）より）

(※ 19) 直接的交流

児童・生徒の実態や指導上の必要性及び地域指定校の状況を踏まえ、当該児童・生徒が地域指定校の学校行事やPTA行事等に参加すること。（東京都教育委員会 平成 19 年「特別支援教育のためのガイドライン 東京の特別支援教育～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～【最終報告】より）

(※ 20) 交流及び共同学習

教科や道徳、特別活動（学級活動、児童会又は生徒会活動、小学校のクラブ活動）、総合的な学習の時間において、当該児童・生徒が地域指定校の授業に参加し、「経験の拡充と相互理解」を図ること。地域指定校の児童・生徒が在籍校へ来て、当該児童・生徒の学級等で交流及び共同学習を行う形態もある。（東京都教育委員会 平成 19 年「特別支援教育のためのガイドライン 東京の特別支援教育～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～【最終報告】より）

(※ 21) LD（学習障害：Learning Disabilities）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す様々な状態を指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない

い。(文部科学省 平成 11 年「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」、清瀬市教育委員会 平成 19 年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）より）

(※ 2 2) ADHD (注意欠陥/多動性障害:Attention-Deficit/Hyperactivity disorder)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすものである。7 歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」、清瀬市教育委員会 平成 19 年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）より）

(※ 2 3) 高機能自閉症

3 歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」、清瀬市教育委員会 平成 19 年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）より）

(※ 2 4) 通級指導学級

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、情緒障害、弱視、難聴などである。清瀬市では、自閉症・情緒障害通級指導学級を清瀬第八小学校に設置している。(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」、清瀬市教育委員会 平成 19 年「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）より）

(※ 2 5) スクールソーシャルワーカー (SSWr)

学校を拠点に、不登校や家庭内暴力など子どもが抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る。学校と家庭、地域の橋渡しをし、行政や病院など外部機関同士のつなぎ役を果たすこともある。国家資格ではないが、教員免許や社会福祉士の資格を持つ人になる場合が多い。約 100 年前に米国で生まれた仕組み。

(※ 2 6) 専門家チーム

小・中学校、高等学校等からの申し出に応じて、LD (学習障害)、ADHD (注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等か否かの判断と、対象となる児童・生徒等への望ましい教育的対応について、専門的な意見の提示や助言を行う。LD (学習障害)、ADHD (注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等ではないと判断された場合、あるいは他の障害を併せ有するような場合にも、どのような障害あるいは困難さを有する児童・生徒等であるかを示し、望ましい教育的対応について専門的な意見を述べることが期待される。(東京都教育委員会 平成 19 年「特別支援教育のためのガイドライン 東京の特別支援教育～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～【最終報告】より）

(※ 2 7) 間接的交流

地域指定校の教育活動を知り、同年代の児童・生徒の学校での様子や居住する地域の情報を知ingことをねらいとした「学校だよりの交換」、より詳細に地域指定校の教育活動や地域の状況について知らせることをねらう「学年だよりの学校行事等の案内の交換、地域行事等の案内の送付」、当該児童・生徒と地域指定校の児童・生徒がさらに相互理解を進めることをねらう「作品や手紙、ビデオレター等の交換」を実施し交流を進めること。(東京都教育委員会 平成 19 年「特別支援教育のためのガイドライン 東京の特別支援教育～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～【最終報告】より）

おわりに

平成24年5月31日、第1回の「清瀬市特別支援教育検討委員会」が、策定委員会・作業部会合同で開催されました。

以来、21名の委員の方々により8回の作業部会で計画の検討が進められ、3回の策定委員会での確認が行われてきました。

この間、平成18年2月に示されました「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」を基にした清瀬市の特別支援教育を振り返り、第二次実施計画となる「清瀬市特別支援教育推進計画」も、その基本理念と方針を引き継ぐことが確認されるとともに、本最終報告を基にした本市の特別支援教育の現状から、その成果と課題を整理しました。

第二部 第1章 計画の基本的な考え方にも示したところですが、本推進計画は「通常の学級に在籍する発達障害等、特別な指導、支援を必要とするすべての子供たちに対して市立小・中学校で特別支援教育を系統的、組織的、継続的に実施すること、その教育活動にすべての教員、保護者、児童・生徒が関わることを実現するための3年間を見通す行政計画」として立案されました。

そして、本推進計画を以下のように位置付けました。

- (1) この計画は、「第3次清瀬市長期総合計画後期基本計画」及び「清瀬市実施計画（平成25年度～平成27年度）」の学校教育の充実を担う計画として位置付けます。
- (2) この計画は、「清瀬市教育総合計画マスタープラン 生き活きと学び合う清瀬」の目標達成のための5つの柱に位置付く「学校が自信をもち信頼される清瀬」を実現するため施策として位置付けます。
- (3) この計画は、平成19年2月に清瀬市教育長へ報告された「清瀬市特別支援教育推進委員会報告書（最終報告）」によりこれまで推進されてきた清瀬市における特別支援教育について見直し、策定したものです。また、この計画の基本理念や方針は、「清瀬市特別支援教育推進計画報告書（最終報告）」を引き継ぎます。
- (4) この計画は、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成22年11月 東京都教育委員会）」に基づいて清瀬市における特別支援教育の推進に関する方向性を定めるものです。

教育委員会は、ここに表わされている本推進計画の位置付けを重く受け止め、関係市長部局、学校、関係機関、保護者、そして市民の皆様と手をつなぎ、心をつむぎながら、子供たちがもつ可能性を最大限に伸ばし、将来の清瀬市の活力を生み出すことを実現する取組として、着実に計画を推進してまいります。

結びにあたり、委員の方々の熱意溢れる検討に敬意を表し、関係者の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

清瀬市教育委員会

資料

- 1 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会設置要領
- 2 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿
- 3 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会開催状況

資料１ 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会設置要領

(設置)

第１条 清瀬市特別支援教育推進員会報告書（平成１９年２月）及び清瀬市における特別支援教育の現状を踏まえ、清瀬市特別支援教育推進計画を策定するために清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第２条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を教育長に報告するものとする。

- (１) 清瀬市特別支援教育推進計画の基本的な考え方に関すること
- (２) 今後の特別支援教育の方策に関すること
- (３) その他、特別支援教育に関すること

(組織)

第３条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から、教育長が任命又は委嘱する委員をもって組織する。

- (１) 有識者
- (２) 医師
- (３) 教育部長
- (４) 教育部参事
- (５) 健康福祉部長
- (６) 子ども家庭部長
- (７) 清瀬市立小・中学校長会長
- (８) 東京都立清瀬特別支援学校長
- (９) その他教育長が必要と認める者

２ 委員会には、作業部会を設置し、次の各号に掲げる者の中から、教育長が任命又は委嘱する委員をもって組織する。

- (１) 有識者
- (２) 特別支援学級設置校 校長・副校長
- (３) 特別支援学級非設置校 校長・副校長
- (４) 清瀬特別支援学校副校長
- (５) 幼稚園関係者
- (６) 保育園関係者
- (７) 清瀬市教育相談センター職員
- (８) 清瀬市特別支援教育巡回指導員
- (９) 子ども家庭支援センター職員
- (10) 子どもの発達支援・交流センター「とことこ」職員

(11) 保護者

(12) その他教育長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、教育長が委員の中から指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員長は、必要に応じて作業部会を招集することができる。

(謝礼)

第6条 委員会に出席した委員並びに第4条の規定に基づき出席を求められた者で、必要があると認められた者に対しては、謝礼を払うことができる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、第2条に規定する報告をもって終了する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

資料2 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿

1 策定委員会

	氏 名	区 分	役職及び所属名
1	宮本 紀夫	有識者	特別支援教育サポートセンター 「つなぎ」 主宰
2	小濱 雅則	医師	多摩北部医療センター小児科医師
3	海老澤 敏明	清瀬市代表	清瀬市教育委員会教育部長
4	小山 利臣	清瀬市代表	清瀬市健康福祉部長
5	増田 健	清瀬市代表	清瀬市子ども家庭部長
6	長倉 照夫	清瀬市立小中学校長会	清瀬市立清瀬第四小学校長
7	関口 高志	都立特別支援学校長	都立清瀬特別支援学校長
8	菊間 英子	保護者代表	清瀬市手をつなぐ親の会会長
9	坂田 篤	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会教育部参事兼指導課長事務取扱

2 作業部会

	氏 名	区 分	役職及び所属名
1	大谷 憲司	特別支援学級設置校校長	清瀬市立清瀬小学校長
2	片倉 義博	特別支援学級非設置校校長	清瀬市立清瀬第五中学校長
3	佐藤 信雄	特別支援学級設置校副校長	清瀬市立清瀬中学校副校長
4	溝畑 直樹	特別支援学級非設置校副校長	清瀬市立清明小学校副校長
5	岡田 英晃	都立特別支援学校副校長	都立清瀬特別支援学校副校長
6	内野 光裕	市内幼稚園長	学校法人内野学園清瀬ゆりかご幼稚園理事長
7	白石 ゆかり	市内保育園長	清瀬市立第一保育園長
8	植村 芳美	都立特別支援学校	都立清瀬特別支援学校特別支援教育コーディネーター
9	清水 勇	清瀬市教育相談センター	清瀬市教育相談センター内教育相談室主任
10	植松 義己	清瀬市特別支援教育巡回指導員	清瀬市特別支援教育巡回指導員
11	松浦 景子	発達支援機関代表	清瀬市子どもの発達支援・交流センターとことこ(社会福祉士)
12	高橋 仁	清瀬市代表	清瀬市子ども家庭部子育て支援課長
13	坂田 篤	清瀬市代表	清瀬市教育委員会教育部参事兼指導課長事務取扱

3 事務局

	氏 名	区 分	役職及び所属名
1	坂田 篤	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会教育部参事兼指導課長事務取扱
2	清水 明	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会教育部指導課副参事 統括指導主事
3	重山 直毅	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会主席指導主事
4	古見 誠	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会主席指導主事
5	尾崎 悦子	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会教育部指導課指導事務係長
6	小林 稔	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会教育部指導課教職員係長
7	鈴木 晃	教育委員会事務局	清瀬市教育委員会教育部指導課就学相談担当

資料3 清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会開催状況

第1回 策定委員会・作業部会（平成24年5月31日 開催）

- 委員の委嘱 ○概要説明 ○委員長選出 ○清瀬市の現状と課題の確認
- 委員会の検討課題の確認 ○今後の方向性の確認
- 基本方針・基本計画について協議 ○今後の日程について協議

第2回 作業部会（平成24年7月18日 開催）

- 第一部 清瀬市特別支援教育推進計画について
 - 第1章 計画の基本的な考え方（計画の目的、位置付け、期間）
 - 第2章 第一次実施計画の成果と課題
- 第二部 第二次実施計画の具体的な展開
 - 第1章 清瀬市の方針と実態

本会では、主として「清瀬市における成果と課題」について確認しました。ここで確認された「成果」についてはさらに発展させることを、「課題」については本推進計画で解決策を着実に進めるようにしなければならないとされました。

第3回 作業部会（平成24年9月20日 開催）

- 第二部 第二次実施計画の具体的な展開
 - 第3章 教育委員会の取組の充実に向けて
 - 1 特別支援教育体制の整備
 - (1) 特別支援教室の整備・充実と通級指導学級の今後の在り方について
 - (2) 固定学級の今後の役割について

本会では、主として「特別支援教室、通級指導学級、固定学級」の今後の在り方と3カ年計画の具体について確認しました。特別支援教室の全小・中学校への設置と指導者の確保、通級指導学級の巡回指導への移行と拠点校方式の採用、固定学級の教育内容のさらなる充実を図ることが計画として検討・確認されました。

第4回 作業部会（平成24年10月10日 開催）

- 第二部 第二次実施計画の具体的な展開
 - 第3章 教育委員会の取組の充実に向けて
 - 2 相談及び支援体制の整備・充実に向けて
 - (1) 教育相談センターの総合相談支援センター（仮称）化に向けて
 - (2) 就学相談体制の在り方について

本会では、「総合相談支援センター化構想」の実現に向けた3カ年計画の具体について確認しました。最初に、指導課長より「構想」の全体像について説明するとともに詳細を提案しました。各部署や立場のつながりが重要とされ、既存機関の今後の連携を具体化するための検証をプロジェクトチームを立ち上げて行うこと等が検討・確認されました。

第5回 作業部会 （平成24年11月14日 開催）

○第二部 第二次実施計画の具体的な展開

第2章 学校における取組の充実に向けて

1 学校における総合的な教育体制

（1）教職員の専門性及び資質向上と特別支援教育コーディネーターの役割の明確化

（2）校内委員会の充実

本会では、主として「教職員の資質向上と特別支援教育コーディネーターの資質向上」について確認しました。既存の研修会のテーマ性と対象者を明確にすること、新規研修会を立ち上げる等を通して教職員及び特別支援教育コーディネーターの資質向上を図り、特別支援教育の推進に資することが検討・確認されました。

第2回 策定委員会 （平成24年12月13日 開催）

○第一部 清瀬市特別支援教育推進計画について

○第二部 第二次実施計画の具体的な展開

第1章 清瀬市の方針と実態

1 清瀬市における特別支援教育の理念及び方針

（1）理念及び方針

（2）現状と課題

第2章 学校における取組の充実に向けて

1 学校における総合的な教育体制

（1）教職員の専門性及び資質の向上と特別支援教育コーディネーターの役割の明確化

（2）校内委員会の充実

第3章 教育委員会の取組の充実に向けて

1 特別支援教育体制の整備

（1）特別支援教室の整備・充実と通級指導学級の今後の在り方について

（2）固定学級の今後の役割について

2 相談及び支援体制の整備・充実に向けて

（1）教育相談センターの総合相談支援センター（仮称）化に向けて

（2）就学相談体制の在り方について

第6回 作業部会 （平成24年12月19日 開催）

○第二部 第二次実施計画の具体的な展開

第3章 教育委員会の取組の充実に向けて

2 相談及び支援体制の整備・充実に向けて

（2）就学相談体制の在り方について

第2章 学校における取組の充実に向けて

2 教育内容・方法の充実

（1）個別の教育支援計画及び個別指導計画のさらなる活用

本会では、「就学相談手続き・判定基準の見直し」、「就学時健診・就学指導委員会等への専門家チームの参画」、「教育委員会組織による相談フォロー体制の構築」について確認しました。また、「各種計画様式の統一」、「作成対象の明確化」、「関係機関との協働体制構築」、「保・幼・小接続ベーシックカリキュラムと小中接続システム構築」について確認しました。

第7回 作業部会 （平成25年1月16日 開催）

○第二部 第二次実施計画の具体的な展開

第3章 教育委員会の取組の充実に向けて

3 施設等の整備

4 評価

（1）本計画の検証について

（2）本計画の評価について

本会では、「総合相談支援センター（仮称）設置のための施設選定・整備」、「全中学校への特別支援教室の設置」、「固定学級の障害種別ごとの施設設置」の方向性について確認しました。また、「本計画の検証・評価のための組織を立ち上げ、年度ごとに評価・修正を実施すること」について確認しました。

第8回 作業部会 （平成25年1月24日 開催）

○第二部 第二次実施計画の具体的な展開

第4章 関係機関の取組の充実に向けて

1 副籍制度の充実

2 専門家チームによる学校支援について

（1）巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の在り方について

3 理解啓発の推進

（1）保護者・市民等に対する広報活動等の在り方について

本会では、「交流及び共同学習の活性化と副籍制度の充実を図るための具体的な方策（事例集作成や研修会実施等）」について確認しました。また、総合相談支援センター構想の計画に沿って、専門家チームを明確に立ち上げ運用を図ることを確認するとともに、特別支援教育の円滑な実施を図るために保護者・市民等に対する積極的な理解啓発活動を推進することを確認しました。

第3回 策定委員会（平成25年2月27日 開催）

○第二部 第二次実施計画の具体的な展開

第2章 学校における取組の充実に向けて

2 教育内容・方法の充実

- (1) 個別の教育支援計画及び個別指導計画のさらなる活用

第3章 教育委員会の取組の充実に向けて

3 施設等の整備

4 評価

第4章 関係機関の取組の充実に向けて

1 副籍制度の充実

2 専門家チームによる学校支援について

- (1) 巡回相談等専門家及び人的支援による学校支援の在り方

3 理解啓発の推進

- (1) 保護者・市民等に対する広報活動等の在り方について

清瀬市特別支援教育推進計画

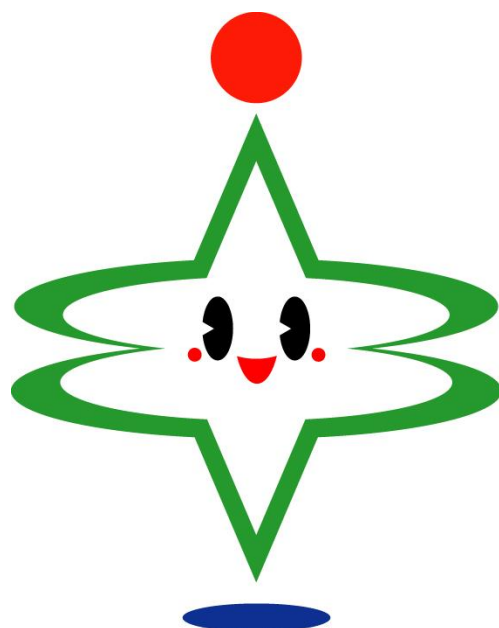
(第二次実施計画)

発 行 日 平成25年3月

編集・発行 清瀬市教育委員会

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目八四二番地

TEL 042 (492) 5111



手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬